

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年6月28日
【事業年度】	第104期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社ツガミ
【英訳名】	TSUGAMI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役 社長執行役員 西嶋 尚生
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋堀留町1丁目9番10号
【電話番号】	(03) 3808-1711 (代表)
【事務連絡者氏名】	理事執行役員 管理部 部長 早崎 敬二
【最寄りの連絡場所】	新潟県長岡市東蔵王1丁目1番1号
【電話番号】	(0258) 35-0850 (代表)
【事務連絡者氏名】	理事執行役員 管理部 部長 早崎 敬二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第100期	第101期	第102期	第103期	第104期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
(1) 連結経営指標等					
売上高（百万円）	16,318	19,991	25,004	34,006	36,557
経常損益（百万円）	△83	1,285	3,545	5,363	5,535
当期純損益（百万円）	△901	△919	2,832	5,530	3,447
純資産額（百万円）	18,880	17,675	18,986	23,272	23,450
総資産額（百万円）	26,130	25,052	27,539	36,827	35,943
1株当たり純資産額（円）	216.12	213.36	243.41	306.53	322.67
1株当たり当期純損益（円）	△10.17	△10.71	35.02	71.38	46.36
潜在株式調整後1株当たり当期純利益（円）	—	—	34.99	70.81	46.05
自己資本比率（％）	72.2	70.6	68.9	63.2	65.0
自己資本利益率（％）	△4.65	△5.03	15.45	26.17	14.79
株価収益率（倍）	—	—	12.74	13.30	14.56
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	3,938	2,341	4,109	1,551	4,142
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	117	485	△558	△1,020	△383
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△3,499	△2,399	△1,637	△1,845	△3,157
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	1,767	2,195	4,112	2,796	3,496
従業員数 （外、平均臨時雇用者数） （人）	712 （—）	660 （70）	641 （173）	605 （305）	601 （427）

回次	第100期	第101期	第102期	第103期	第104期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高 (百万円)	14,194	17,914	24,336	33,262	35,255
経常損益 (百万円)	△166	1,067	3,164	5,016	5,110
当期純損益 (百万円)	△972	△977	2,650	5,333	3,257
資本金 (百万円)	10,599	10,599	10,599	10,599	10,599
(発行済株式総数) (千株)	(89,019)	(89,019)	(89,019)	(89,019)	(79,019)
純資産額 (百万円)	18,827	17,563	18,655	22,747	22,723
総資産額 (百万円)	25,041	23,854	26,927	36,215	35,186
1株当たり純資産額 (円)	215.51	212.00	239.16	299.63	312.66
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	5.00 (2.00)	8.00 (3.00)	10.00 (4.00)
1株当たり当期純損益 (円)	△10.97	△11.39	32.80	68.99	43.80
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	32.77	68.44	43.51
自己資本比率 (%)	75.2	73.6	69.3	62.8	64.3
自己資本利益率 (%)	△5.02	△5.37	14.63	25.77	14.36
株価収益率 (倍)	—	—	13.60	13.76	15.41
配当性向 (%)	—	—	15.2	11.6	22.8
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	419 (—)	406 (42)	426 (100)	423 (192)	425 (247)

- (注) 1. 売上高には、消費税等（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。）は含まれておりません。
2. 連結経営指標等及び提出会社の経営指標等における「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、第100期及び101期については、1株当たり当期純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 第100期の連結経営指標等における「従業員数」については、平均臨時雇用者数が従業員数の100分の10未満のため、平均臨時雇用者数の記載を省略しております。  
第100期の提出会社の経営指標等における「従業員数」については、平均臨時雇用者数が従業員数の100分の10未満のため、平均臨時雇用者数の記載を省略しております。

## 2【沿革】

昭和12年3月	新潟県長岡市に資本金200万円で(株)津上製作所を設立。
昭和13年12月	本社を東京市京橋区に移転。
昭和16年9月	長岡工場の全工場完成。
昭和20年2月	津上精密工学工業(株)を吸収合併。これを信州工場とする。
昭和23年2月	本社を東京都港区に移転。
昭和24年5月	東京、大阪、新潟各証券取引所に上場。
昭和36年10月	東洋精機(株)を吸収合併。これを茨城工場とする。
昭和43年7月	(株)蔵王製作所を設立。
昭和45年9月	津上総合研究所を長岡市に建設。
昭和45年11月	社名を(株)津上に変更。
昭和49年9月	津上工販(株)を設立。
昭和50年3月	茨城工場を閉鎖、売却。
昭和57年10月	社名を(株)ツガミに変更。
昭和63年5月	アヅマシマモト(株)（現社名 (株)ツガミシマモト（現・連結子会社））の株式を取得。
平成3年4月	(株)ツガミプレジジョン（現・連結子会社）を設立。
平成3年5月	米国の工作機械製造会社「ウェルドン社」（WMTコーポレーションに社名変更）を買収。
平成9年4月	(株)ツガミハイテック（現社名 (株)ツガミマシナリー（現・連結子会社））を設立。
平成13年11月	ツガミテクノ(株)の株式を取得。
平成14年12月	WMTコーポレーション清算終了。
平成15年9月	津上精密机床（浙江）有限公司（現・連結子会社）を設立。
平成16年4月	津上工販(株)を吸収合併。
平成16年10月	(株)シマモト精工とツガミテクノ(株)を合併。社名を(株)ツガミシマモト（現・連結子会社）とする。 (株)ツガミハイテックと(株)ツガミマシナリーを合併。社名を(株)ツガミマシナリー（現・連結子会社）とする。
平成17年2月	REM SALES LLC（現・持分法非適用関連会社）に出資。
平成17年11月	長岡工場及び信州工場の新工場棟完成。
平成18年10月	(株)ツガミ総合サービスと(株)ツガミツールを合併。社名を(株)ツガミ総合サービス（現・連結子会社）とする。

### 3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社6社及び関連会社2社で構成され、自動旋盤、研削盤、マシニングセンタ、転造盤、ラップ盤、その他の工作機械等の製造販売を主な内容とし、更に各企業に関連する研究及びその他のサービス等の事業活動を展開しております。

なお、次の2部門は、「第5 経理の状況 1(1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一であります。

当社グループの事業に係る各社の位置付けは次のとおりであります。

#### (1) 当社グループの事業に係る各社の位置付け

##### ① 工作機械事業

当社が中心となって製造販売するほか、子会社㈱ツガミシマモト、津上精密机床（浙江）有限公司においても製造販売しており、一部は当社で仕入れて販売しております。販売については、子会社㈱ツガミマシナリー及びツガミ（タイ）、関連会社REM SALES LLCにおいても行っております。

製造作業工程の一部については、子会社㈱ツガミシマモト及び津上精密机床（浙江）有限公司に委託しております。

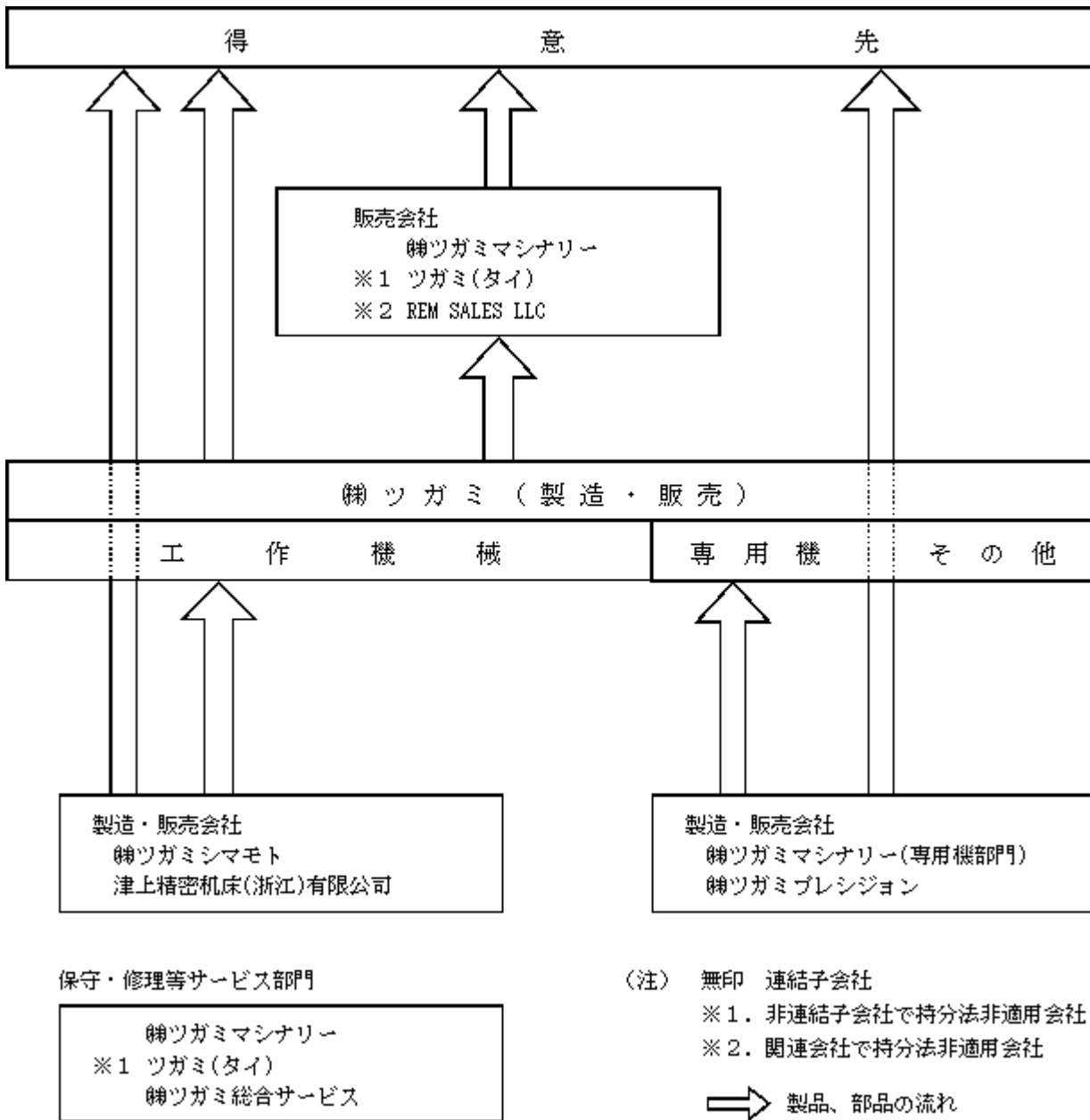
##### ② 専用機その他の事業

専用機、測定器、工具等は、当社及び子会社㈱ツガミマシナリーが製造販売しております。部品、製品の一部については、子会社㈱ツガミマシナリー及び㈱ツガミプレジジョンから仕入れております。

当社グループの製品のアフターサービス等については、当社のほか、子会社㈱ツガミマシナリー及びツガミ（タイ）でも行っております。

(2) 事業の系統図

当社グループの事業系統図は、以下の通りであります。



(注)当連結会計年度より、津上精密机床(浙江)有限公司を連結の範囲に含めております。

平成18年10月1日付で㈱ツガミ総合サービスと㈱ツガミツールは合併し、社名は「㈱ツガミ総合サービス」となりました。

平成19年4月1日付で㈱ツガミマシナリーの専用機部門は、㈱ツガミへ譲渡しました。

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
連結子会社 ㈱ツガミマシナリー	神奈川県川崎市 川崎区	60百万円	工作機械事業及び 専用機その他の事業	100	当社製品の据付修理及び 専用機の組立を行っている 役員の兼任あり
㈱ツガミシマモト	新潟県長岡市	250百万円	工作機械事業	100	当社製品の加工及び組 立を行っている 役員の兼任あり
㈱ツガミ総合サービス	新潟県長岡市	42百万円	専用機その他の事業	100	工場構内における建物 並びに設備の点検、保 守、損保代理業務 役員の兼任あり
㈱ツガミプレジジョン	新潟県長岡市	10百万円	専用機その他の事業	100	当社製品の測定器・原 器の加工を行っている 役員の兼任あり
津上精密机床(浙江)有 限公司	中国浙江省	33百万 人民元	工作機械事業	100	当社製品の加工及び組 立を行っている 役員の兼任あり

(注) 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

平成18年10月1日付で㈱ツガミ総合サービスと㈱ツガミツールは合併し、社名は「㈱ツガミ総合サービス」となりました。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

平成19年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数 (人)	
工作機械事業	526	(375)
専用機その他の事業	40	(32)
全社 (共通)	35	(20)
合計	601	(427)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

##### (2) 提出会社の状況

平成19年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年令 (才)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
425 (247)	43.5	18.6	6,289,095

(注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。また、当社より他社への出向者 (114人) を含んでおりません。

2. 平均年間給与 (税込み) は、時間外手当及び賞与を含んでおります。

##### (3) 労働組合の状況

当社の労働組合は産業別労働組合 J AM に属し、組合員数は323名でユニオンショップ制であります。

なお、労使関係については良好であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益が改善し設備投資が引き続き増加するとともに、雇用情勢が改善に向かい個人消費が堅調に推移する等、緩やかな景気回復が続いております。

工作機械業界におきましても、自動車関連産業、IT関連、一般機械と幅広い業種で設備投資が行われ、工作機械業界全体の受注実績は引き続き高水準を維持しております。

このような状況の下で、当社グループは長年培った精密加工のノウハウをもとに、環境・省エネ・安全対応が求められる自動車関連、更に高度化するIT関連およびその他の業界のニーズに応える精密加工機械を引き続き提供するとともに、各種新製品を市場に提供してまいりました。

前年度に実施いたしました長岡、信州、中国の新工場と、生産子会社も含めた生産能力増強投資により構築いたしました新生産体制の本格稼動と、部品の内製化・ユニット化等の一層の取り組みにより、生産性の向上とコストダウンに努めてまいりました。

この結果、当期まで4期連続して増収増益。当期決算は売上高、経常利益とも既往ピークを更新いたしました。

売上高につきましては、新規ユーザーの開拓を積極的に行うなどの営業努力の結果、36,557百万円（前年度比7.5%増）となりました。

国内売上は21,260百万円（前年度比3.9%増）、輸出額は15,296百万円（前年度比12.9%増）となり、輸出比率は41.8%となりました。

損益につきましては、営業利益は5,478百万円（前年度比3.7%増）、経常利益は5,535百万円（前年度比3.2%増）となりました。当期純利益は、3,447百万円（前年度比37.7%減）となりました。これは前年は特別利益の計上があったこと、並びに今年度は税務上の控除がなくなり通常の税負担となったためであります。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

- ① 工作機械事業につきましては、売上高32,774百万円（前年度比12.6%増）、営業利益5,652百万円（前年度比13.3%増）となりました。
- ② 専用機その他の事業につきましては、OEM生産を縮小したことにより売上高3,782百万円（前年度比23.0%減）、営業利益584百万円（前年度比35.0%減）となりました。

#### (2) キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローについては、「第2事業の状況 7 財政状態及び経営成績の分析 (2)キャッシュ・フローの分析」の項目をご参照下さい。



## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	前年同期比 (%)
工作機械事業 (百万円)	33,079	113.3
専用機その他の事業 (百万円)	3,725	83.4
合計 (百万円)	36,804	109.3

(注) 1. 記載金額は標準仕切価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注状況

当社グループ (当社及び連結子会社) の工作機械事業については、見込み生産を行っておりますが、専用機その他の事業の一部については、受注生産を行っております。

上記受注生産の受注状況は、下記のとおりです。

区分	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同期比 (%)
専用機その他の事業のうち、受注生産	2,586	60.6	273	57.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	前年同期比 (%)
工作機械事業 (百万円)	32,774	112.6
専用機その他の事業 (百万円)	3,782	77.0
合計 (百万円)	36,557	107.5

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
(株)東京精密	3,485	10.2	1,876	5.1

### 3【対処すべき課題】

当社グループは、一層の躍進を果たすため、以下の重点課題に対し積極的に取り組んでまいります。

#### (1) 成長分野を狙った新製品の投入

今後、設備投資意欲が旺盛な成長分野、例えば環境・省エネ安全対応が求められる自動車向け部品、電機業界のFDB、小型モーター、通信分野および医療分野における高精度の小型部品加工を狙い、高度化するお客様の要請に十分応えられる新製品の開発に全力で取り組んでまいります。

#### (2) 成長地域に適合した戦略

今後の高い成長が期待され、設備投資が活発なアジア市場の拡販を図ってまいります。

特に、工作機械の世界的需要の最大規模となる可能性が高い中国市場へ、最適の製品をタイムリーに提供できるよう、生産・販売・サービスの拠点を作り本格進出を始めましたが、更に体制の整備を図ってまいります。

また、東南アジア市場には、タイ現地法人を拡充・強化し、サービスの充実に努めてまいります。

#### (3) 経営の効率化と顧客満足度の向上

企業グループとしての総合力を高めるため、関係会社も含め営業・生産・管理体制の一体化と高効率経営を図ってまいります。

長岡、信州、中国の新工場の建設と生産子会社を含めた生産能力増強投資により、新生産体制がスタートしましたが、今後は増強された生産設備の稼働率の向上を図り、投資効果を最大限引き出すよう努めてまいります。

また、引き続きお客様のニーズに合致した新製品の提供とサービスの充実に努め、常に顧客満足度の向上を目指す経営に全力で取り組んでまいります。

以上のような活動と同時に環境保全やコンプライアンスなど、CSR活動にも積極的に取り組み、株主やお客様をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に信頼される企業として、最大限の経営努力をしてまいります。

#### (4) 会社の支配に関する基本方針

当社は、創業以来培ってきた精密技術を基礎に、市場のニーズを絶えず先取りし、「高精度」「高速」「高剛性」の工作機械を提供することを通じ、社会に貢献するとともに企業価値を高めてまいりました。

また、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当と自己株式の取得を柱に連結業績の向上に応じた利益還元を実施してまいります。

当社は、上記基本方針により、企業価値・株主共同の利益の確保または向上に全力で取り組む所存であります。

昨今のが国の資本市場においては、株主および投資家の皆様に十分な情報開示が行われることなく、突然、株式等の大量買付が行われる事例が少なからず見受けられます。

当社において、そのような事態に至った場合、その結果として当社の企業価値および株主共同の利益が損なわれる可能性も否定できません。

従いまして、当社といたしましては、当社の企業価値・株主共同の利益を守るため、必要があれば株主の皆様のご意見をより直接的に反映出来ること等を加味しました「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入等、適切な対応を行う方針であります。

### 4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財政状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクは以下のようなものがあります。

#### (1) 市場変動による影響

工作機械業界は、景気変動の影響を受けやすい業界であります。当社グループは高効率経営を目指し、固定費削減等により、予期せぬ市場規模の縮小による業績への影響を少なくすべく努力を続けております。

#### (2) 品質に関する影響

当社グループは、積極的に新製品を開発し早期に市場に投入すると同時に、ISO14001及びISO9001の認証取得を含む環境保全・品質保証体制を確立しております。予期せぬ不具合品の発生に備え、従来の製品品質向上委員会を更に強化する目的から品質保証部を設置し、迅速かつ的確な対応を行うことにより、業績への影響の最小化に努めてまいります。

## 5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6【研究開発活動】

当社グループは製品開発、技術開発において、長年培った精密加工の技術を基に、顧客のニーズに迅速に対応し、高速、高精度、高剛性機をスピーディーに開発する為、活発な製品開発活動を行っております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費の総額は、636百万円であります。

### (1) 工作機械事業

当社が中心となって、環境・安全・省エネ対応の自動車関連部品（電動パワステ、次世代ブレーキ、環境対応エンジン）の加工や、今後ますます高精度化する情報・通信関連分野、特にハードディスク駆動装置（HDD）などパソコン関連部品、携帯電話・デジタルカメラなど小型情報端末部品、医療関連部品等の超精密加工部品に対応できる、小型・高速高精度加工機の開発に力を注いでおります。

当連結会計年度の主な成果としては、CNC精密自動旋盤BE20-V、BS12-V、BH38、C15、P01等の開発であります。

当事業に係る研究開発費は、636百万円であります。

### (2) 専用機その他の事業

当連結会計年度における当事業に係る研究開発費はありませんでした。

## 7【財政状態及び経営成績の分析】

### (1) 財政状態の分析

#### (流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は、25,920百万円（前連結会計年度末は26,394百万円）となり、474百万円減少しました。これは主に、現金及び預金が730百万円増加した一方、たな卸資産275百万円及びその他流動資産（預け金、未収入金等）が821百万円減少したことによるものです。

#### (固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は、10,023百万円（前連結会計年度末は10,432百万円）となり、409百万円減少しました。これは主に、有形固定資産が421百万円増加した一方、投資その他の資産が846百万円減少したことによるものです。

#### (流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は、11,344百万円（前連結会計年度末は12,168百万円）となり、824百万円減少しました。これは主に、未払法人税等の減少によるものです。

#### (固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は、1,148百万円（前連結会計年度末は1,386百万円）となり、237百万円減少しました。これは主に、繰延税金負債の減少によるものです。

#### (純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は、23,450百万円（前連結会計年度末の資本の残高は23,272百万円）となりました。

### (2) キャッシュ・フローの分析

#### (キャッシュ・フロー)

当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比700百万円増加し、3,496百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金は、4,142百万円の増加（前連結会計年度は1,551百万円の増加）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益5,218百万円、減価償却費759百万円により資金が増加した一方、法人税等の支払い2,568百万円等により資金が減少したことによるものです。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金は、383百万円の減少（前連結会計年度は1,020百万円の減少）となりました。これは主に、有形固定資産の売却724百万円により資金が増加した一方、有形固定資産の取得1,071百万円により資金が減少したことによるものです。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金は、3,157百万円の減少（前連結会計年度は1,845百万円の減少）となりました。これは主に、自己株式の売却による収入115百万円により資金が増加した一方、自己株式の取得による支出2,594百万円、配当金の支払677百万円により資金が減少したことによるものです。

### (3) 経営成績の分析

当連結会計年度における売上高は、36,557百万円（前年同期比7.5%増）、営業利益は5,478百万円（前年同期比3.7%増）となりました。当期純利益につきましては、法人税、住民税及び事業税1,882百万円を計上したこと等により、3,447百万円（前年同期比37.7%減）となりました。

なお、事業別の分析は、「第2事業の状況 1業績等の概要 (1)業績」の項目をご参照下さい。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループでは、総額953百万円の設備投資を実施致しました。

事業の種類別設備投資は次のとおりです。

工作機械事業においては、当社長岡工場の生産設備を中心に781百万円の設備投資を実施致しました。

専用機その他の事業においては、当社信州工場の生産設備を中心に171百万円の設備投資を実施致しました。

所要資金としては、自己資金を充当しております。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

平成19年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
			建物	機械装置	土地 (面積㎡)	その他	合計	
長岡工場 (新潟県長岡市)	工作機械事業	工作機械製造設備	2,415	1,181	232 (71,339)	293	4,123	282 (155)
信州工場 (長野県佐久市)	工作機械事業 専用機その他の事業	工作機械及び専用機その他製造設備	792	726	22 (64,685)	71	1,613	68 (81)
その他 (東京都板橋区)	—	社宅	214	—	59 (264)	0	274	—
その他 (神奈川県川崎市川崎区)	—	独身寮	196	—	91 (469)	1	289	—

##### (2) 国内子会社

平成19年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
				建物	機械装置	土地 (面積㎡)	その他	合計	
㈱ツガミシマモト	新潟工場他 (新潟県新潟市他)	工作機械事業	工作機械製造設備	93	21	111 (12,353)	25	251	77 (38)

##### (3) 在外子会社

平成19年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
				建物	機械装置	土地 (面積㎡)	その他	合計	
津上精密机床(浙江)有限公司	中国工場 (中国浙江省)	工作機械事業	工作機械製造設備	311	150	— (—)	22	484	4 (48)

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、工具及び器具備品の合計額で、建設仮勘定は含んでおりません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定していますが、計画策定に当っては提出会社を中心に調整を図っております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社長岡工場	新潟県長岡市	工作機械事業	機械装置他	86	—	自己資金	平成19.3	平成19.10
当社信州工場	長野県佐久市	工作機械事業 専用機その他の事業	機械装置他	184	—	自己資金	平成19.3	平成19.10

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	320,000,000
計	320,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成19年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年6月28日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	79,019,379	同左	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	—
計	79,019,379	同左	—	—

## (2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

## ① 平成16年6月25日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	230	215
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	230,000	215,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	286	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成21年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2	発行価格 286 資本組入額 143	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないこととする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。  
ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、発行日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。



② 平成17年6月24日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	360	360
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	360,000	360,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	575	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成22年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2	発行価格 575 資本組入額 288	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないこととする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、発行日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③ 平成17年6月24日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	180	180
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	180,000	180,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成37年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないこととする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

なお、発行日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）、監査役および役付執行役員のいずれの地位をも喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から当該権利行使開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ②前項に関わらず、平成36年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使日を迎えなかった場合には、平成36年7月1日より新株予約権を行使できるものとする。
- ③新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。ただしこの場合、相続人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

④ 平成18年6月23日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	340	340
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	340,000	340,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	759	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月4日 至 平成23年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、3	発行価格 935 資本組入額 468	同左
新株予約権の行使の条件	当社取締役会決議および当社とこれに基づき新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換および当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分す

る自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株式への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 発行価格は、新株予約権の払込金額759円と行使時の払込金額176円を合算しております。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間  
上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
  - イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- viii 新株予約権の取得条項  
以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
  - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ix その他の新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じる。

⑤ 平成18年6月23日 取締役会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	78	78
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	78,000	78,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月21日 至 平成38年7月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、4	発行価格 609 資本組入額 305	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
3. 新株予約権の行使の条件
  - ①新株予約権者は、当社の取締役(委員会等設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
  - ②上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。
4. 発行価格は、新株予約権の払込金額608円と行使時の払込金額1円を合算しております。
5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項  
組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間  
上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
  - イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- viii 新株予約権の取得条項  
以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
  - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ix その他の新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じる。

⑥ 平成18年6月23日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	59	59
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59,000	59,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月21日 至 平成38年7月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、4	発行価格 609 資本組入額 305	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
3. 新株予約権の行使の条件
  - ①新株予約権者は、当社の取締役(委員会等設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
  - ②上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。
4. 発行価格は、新株予約権の払込金額608円と行使時の払込金額1円を合算しております。
5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項  
組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。



- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間  
上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
  - イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- viii 新株予約権の取得条項  
以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
  - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ix その他の新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成14年6月27日 (注) 1	—	89,019,379	—	10,599	△5,000	4,138
平成18年11月15日 (注) 2	△10,000,000	79,019,379	—	10,599	—	4,138

(注) 1. 資本準備金減少差益への振替による減少であります。

2. 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	57	48	165	82	5	8,654	9,011	—
所有株式数 (単元)	—	29,297	1,344	4,458	13,944	15	29,414	78,472	547,379
所有株式数の 割合 (%)	—	37.3	1.7	5.7	17.8	0.0	37.5	100.0	—

(注) 1. 自己株式6,341,667株は、「個人その他」に6,341単元、「単元未満株式の状況」に667株を含めて記載しております。

2. 上記「その他の法人」欄には、証券保管振替機構名義の株式が22単元含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	7,314	9.25
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-12	4,876	6.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	3,708	4.69
モルガンスタンレーアンドカンパニーインターナショナルリミテッド (常任代理人 モルガン・スタンレー証券会社)	25CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U. K. (東京都渋谷区恵比寿4-20-3)	2,283	2.88
モルガンスタンレーアンドカンパニーインク (常任代理人 モルガン・スタンレー証券会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U. S. A (東京都渋谷区恵比寿4-20-3)	2,098	2.65
株式会社森精機製作所	奈良県大和郡山市北郡山町106	2,000	2.53
バンクオブニューヨーク ヨーロッパリミテッド ルクセンブルグ131800 (常任代理人 株式会社 みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	6D ROUTE DE TREVES L-2633 SENNINGERBERG (東京都中央区日本橋兜町6-7)	1,898	2.40
第一生命保険相互会社	東京都中央区晴海1-8-12	1,803	2.28
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-12	1,720	2.17
株式会社北越銀行	新潟県長岡市大手通2-2-14	1,484	1.87
計	—	29,184	36.93

(注) 1. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数はすべて、信託業務に係るものであります。

2. 上記みずほ信託銀行株式会社の所有株式数はすべて信託業務に係るものであります。

なお、そのうち退職給付信託東京精密口に係る株式数は、4,592千株であり、その他の信託業務に係る株式数は、284千株であります。

3. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数はすべて、信託業務に係るものであります。

4. 上記資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式数はすべて、信託業務に係るものであります。

5. 自己株式6,341千株(8.02%)については、議決権がないため大株主上位10位から除いております。

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 6,341,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 72,131,000	72,131	—
単元未満株式	普通株式 547,379	—	—
発行済株式総数	79,019,379	—	—
総株主の議決権	—	72,131	—

(注) 上記「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式が、22千株 (議決権の数22個) 含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社ツガミ	東京都中央区日本橋堀留町1-9-10	6,341,000	—	6,341,000	8.02
計	—	6,341,000	—	6,341,000	8.02

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

1. 平成16年6月25日開催の定時株主総会決議に基づくもの

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び使用人に対して新株予約権を発行することを、平成16年6月25日開催の第101期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成16年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社監査役 4 当社使用人 46 子会社取締役 12 子会社監査役 1 子会社使用人 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

2. 平成17年6月24日開催の定時株主総会決議に基づくもの

- ① 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び使用人に対して新株予約権を発行することを、平成17年6月24日開催の第102期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社使用人 40 子会社取締役 10 子会社使用人 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- ② 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社取締役、監査役及び役付執行役員に対して新株予約権を発行することを、平成17年6月24日開催の第102期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社監査役 4 当社役付執行役員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

3. 平成18年6月23日開催の定時株主総会決議に基づくもの

- ① 会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役に対してストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成18年6月23日開催の第103期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 45 当社子会社の取締役 8
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載

- ② 会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社役付執行役員およびこれに準じる使用人に対し、株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成18年6月23日開催の第103期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社役付執行役員 8 これに準ずる使用人 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載

4. 平成18年6月23日開催の取締役会決議に基づくもの

会社法第238条および第240条の規定に基づき、当社取締役および監査役に対し、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を平成18年6月23日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社監査役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載



5. 平成19年6月22日開催の定時株主総会決議に基づくもの

- ① 会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社使用人並びに当社子会社の取締役、監査役に対してストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成19年6月22日開催の第104期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月22日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 42 当社子会社の取締役 7
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	350,000株を上限とする (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	割当日の翌日から2年を経過した日から平成24年6月30日まで
新株予約権の行使の条件	当社取締役会決議および当社とこれに基づき新株予約権付与対象者のとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1. 新株予約権の総数は、合計350個を上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。  
ただし、本株主総会における決議の日(以下、「決議日」という。)以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、上記のほか、決議日後、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の前日の終値(当日に終値がない場合はそれに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株式への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

### 3. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1．に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の注記で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間  
上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
  - イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- viii 新株予約権の取得条項  
以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
  - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ix その他の新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じる。

- ② 会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社役付執行役員およびこれに準じる使用人に対し、株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成19年6月22日開催の第104期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社役付執行役員 11 これに準ずる使用人 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	89,000株を上限とする（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注）2
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1. 新株予約権の総数は、合計89個を上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は1,000株とする。  
ただし、本株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、上記のほか、決議日後、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
3. 新株予約権の行使の条件
  - i 新株予約権者は、上記表における新株予約権の行使期間内において、原則として当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利開始日」という。）から当該権利開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
  - ii 上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。
4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項  
組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
  - i 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1．に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記  
iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とす  
る。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編  
対象会社の株式1株当たり1円とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間  
上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日か  
ら、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
  - イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第  
1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数  
は、これを切り上げるものとする。
  - ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本  
金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとす  
る。
- viii 新株予約権の取得条項  
以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合  
は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社  
は無償で新株予約権を取得することができる。
  - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること  
についての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要するこ  
と若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについて  
の定めを設ける定款の変更承認の議案
- ix その他の新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じる。

6. 平成19年6月22日開催の取締役会決議に基づくもの

会社法第238条および第240条の規定に基づき、当社取締役および監査役に対し、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、平成19年6月22日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社監査役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	101,000株を上限とする（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注）2
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1. 取締役については76個、監査役については25個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の総数の上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は1,000株とする。  
 なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合等を行うことにより、対象株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

2. 各新株予約権の行使に際して出資される金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

イ 新株予約権者は、原則として当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利開始日」という。）から当該権利開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

ロ 上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。

- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間  
上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
  - イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- viii 新株予約権の取得条項  
以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
  - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ix その他の新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じる。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得並びに旧商法第221条第6項の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得及びに会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成18年1月16日) での決議状況 (取得期間 平成18年1月17日～平成18年4月13日)	1,000,000	1,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	761,000	631,874,000
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	239,000	368,126,000
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	23.9	36.8
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	23.9	36.8

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成18年4月14日) での決議状況 (取得期間 平成18年4月17日～平成18年6月22日)	1,000,000	1,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	396,000	292,409,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	604,000	707,591,000
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	60.4	70.8
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	60.4	70.8

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成18年6月23日) での決議状況 (取得期間 平成18年6月23日～平成18年7月21日)	1,000,000	800,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	157,000	115,838,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	843,000	684,162,000
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	84.3	85.5
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	84.3	85.5

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成18年8月11日) での決議状況 (取得期間 平成18年8月11日～平成18年11月10日)	1,000,000	750,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	975,000	692,664,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	25,000	57,336,000
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	2.5	7.6
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	2.5	7.6

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成18年9月15日) での決議状況 (取得期間 平成18年9月15日～平成18年11月10日)	1,000,000	750,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	812,000	538,652,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	188,000	211,348,000
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	18.8	28.2
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	18.8	28.2

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成18年10月16日) での決議状況 (取得期間 平成18年10月16日～平成18年11月10日)	1,000,000	750,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	451,000	310,518,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	549,000	439,482,000
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	54.9	58.6
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	54.9	58.6

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成18年12月11日) での決議状況 (取得期間 平成18年12月11日～平成19年1月25日)	1,000,000	750,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	465,000	345,839,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	535,000	404,161,000
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	53.5	53.9
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	53.5	53.9



区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成19年2月13日) での決議状況 (取得期間 平成19年2月13日～平成19年5月17日)	1,000,000	750,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	406,000	277,770,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	594,000	472,230,000
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	59.4	63.0
当期間における取得自己株式	279,000	185,689,000
提出日現在の未行使割合 (%)	31.5	38.2

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成19年5月18日) での決議状況 (取得期間 平成19年5月21日～平成19年8月9日)	1,000,000	650,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	1,000,000	650,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	172,000	94,432,000
提出日現在の未行使割合 (%)	82.8	85.5

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	18,387	14,039,910
当期間における取得自己株式	2,012	1,203,394

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	10,000,000	3,770,000,000	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (注)	438,000	151,431,000	15,000	6,495,000
保有自己株式数	6,341,667	—	6,779,679	—

(注) 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数438,000株、処分価額の総額151,431,000円)であります。

当期間の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数15,000株、処分価額の総額6,495,000円)であります。

### 3【配当政策】

当社グループは今後とも、時代の変化に対応した開発投資を積極的に行い、競争力の一層の強化、経営の効率化に引き続き取り組むことにより、企業グループの総合力を高め、株主の皆様利益還元を図ることが基本と考えております。

従いまして、企業体質の強化を図るとともに、安定配当を確保すべくグループをあげて努力してまいります。

当期につきましては、中間配当金と合わせて1株につき10円とさせていただきます。

なお、第104期の中間配当についての取締役会決議は平成18年11月13日に行っております。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成18年11月13日 取締役会決議	297	4.00
平成19年5月18日 取締役会決議	436	6.00

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第100期	第101期	第102期	第103期	第104期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	251	295	470	994	979
最低(円)	85	114	212	439	605

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	11月	12月	平成19年1月	2月	3月
最高(円)	725	707	775	771	766	693
最低(円)	605	625	666	724	640	645

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 社長執行役員 (代表取締役)		西嶋 尚生	昭和22年12月14日生	昭和45年5月 ㈱富士銀行(現㈱みずほ銀行)入 行 平成11年2月 ㈱東京精密営業副本部長 " 11年5月 当社営業開発部長、津上工販(㈱常 務取締役就任 " 12年6月 当社取締役統轄本部営業開発部長 就任 " 15年4月 当社代表取締役社長就任 " 18年4月 当社代表取締役社長執行役員就任 (現)	(注) 2	10
取締役 専務執行役員 (代表取締役)	営業本部長	菊池 克治	昭和23年4月17日生	昭和46年4月 当社入社 平成11年5月 当社長岡工場自動機グループ グ ループリーダー " 12年6月 当社取締役長岡工場自動機グルー プ グループリーダー就任 " 13年6月 当社常務取締役長岡工場自動旋盤 グループ グループリーダー就任 " 14年4月 当社常務取締役長岡工場技術本部 長就任 " 16年4月 当社取締役専務執行役員営業本部 長就任 " 18年4月 当社代表取締役、専務執行役員営 業本部長就任 (現)	(注) 2	35
取締役 専務執行役員	生産本部長兼 信州工場長	成 沢 忠	昭和22年2月6日生	昭和48年7月 ㈱東京精密入社 平成14年2月 当社入社 " 14年4月 当社長岡工場生産本部長 " 16年4月 当社常務執行役員生産本部長 " 17年6月 当社取締役専務執行役員生産本部 長兼信州工場長就任 (現)	(注) 2	10
取締役	長岡工場長	宮本 一徳	昭和21年1月27日生	昭和43年4月 当社入社 平成2年4月 当社営業本部開発技術部次長 " 9年12月 津上工販(㈱販売企画部長 " 13年6月 同社常務取締役販売推進部長兼東 日本営業部長就任 " 15年6月 同社代表取締役社長就任 " 16年4月 当社常務執行役員技術本部長 " 17年6月 当社取締役、専務執行役員長岡工 場長就任 " 19年6月 当社取締役、長岡工場長就任 (現)	(注) 2	12

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		大宮 郁士	昭和21年8月26日生	昭和44年4月 ㈱三井銀行(現㈱三井住友銀行) 入行 平成12年6月 当社常務取締役統轄本部長就任 " 13年6月 当社常務取締役長岡工場長就任 " 14年4月 当社常務取締役統轄本部長就任 " 16年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長就任 " 16年6月 当社常勤監査役就任(現)	(注) 3	16
監査役		梅岡 匡爾	昭和21年1月7日生	昭和43年3月 ㈱森精機製作所入社 平成2年6月 同社取締役海外業務部長就任 " 9年4月 同社常務取締役就任 " 14年10月 同社専務取締役就任 " 15年1月 同社専務取締役営業本部長就任 " 15年6月 当社監査役就任(現) " 17年2月 ㈱森精機製作所専務取締役エンジニアリング本部長就任 " 17年6月 ㈱森精機製作所専務取締役法務部ゼネラルマネージャー兼 内部監査室ゼネラルマネージャー兼 中期計画推進担当就任 " 18年6月 ㈱森精機製作所常勤監査役就任(現)	(注) 4	—
監査役		渡邊光一郎	昭和28年4月16日生	昭和51年4月 第一生命保険相互会社入社 平成9年4月 同社調査部長 " 13年4月 同社企画・調査本部長兼企画第一部長 " 13年7月 同社取締役企画・調査本部長兼企画第一部長就任 " 16年4月 同社常務取締役就任 " 16年6月 当社監査役就任(現) " 16年7月 第一生命保険相互会社常務執行役員就任(現)	(注) 3	—
監査役		藤森 一雄	昭和21年10月15日生	昭和45年4月 トヨタ自動車㈱入社 平成11年10月 ㈱東京精密入社 " 14年4月 同社計測社執行役員社長 " 15年4月 同社代表取締役計測社執行役員社長就任(現) " 17年6月 当社監査役就任(現)	(注) 5	—
計						83

- (注) 1. 監査役 梅岡匡爾、渡邊光一郎及び藤森一雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
2. 平成19年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から1年間  
3. 平成16年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間  
4. 平成19年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から4年間  
5. 平成17年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間  
6. 当社は、監査役 大宮郁士に事故ある場合等に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
浜崎 靖夫	昭和21年11月6日生	昭和44年4月 ㈱三井銀行(現㈱三井住友銀行)入行 平成7年6月 同行天下茶屋支店長 平成10年8月 秩父産業㈱代表取締役社長 平成19年4月 室町殖産㈱嘱託(現)	—

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、企業価値の持続的な拡大のため、迅速かつ的確な経営判断に努め、株主の負託に応えるとともに、国際社会の一員として、企業に期待される社会的責任を果たしてまいります。

また、株主・投資家に対するIR活動や情報開示に積極的に取り組み、経営の透明性の向上に努めてまいります。

### (2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

#### ①内部統制システムおよびリスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会と監査役会による監査役制度採用会社であります。

平成19年6月22日現在、取締役4名（社外取締役はおりません）、監査役4名（うち社外監査役3名）となっております。

当社では、取締役会および監査役会をコーポレートガバナンスの基本機構としており、対応すべき経営課題や重要事項の決定について十分な議論、検討を尽くしたうえで、意思決定しております。

取締役会および主要会議には監査役が常時参加し、取締役の業務執行状況を監査しております。

当社は、グループ会社全社員に法令および企業倫理の遵守の徹底を図るため、平成16年11月に「ツガミグループ行動規範」を制定するなど、コンプライアンス体制の整備に努めております。

平成18年5月18日の当社取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針を決議しました。

#### ②会計監査の状況

会計監査人については、あずさ監査法人を選任し、監査契約を結び経営情報を逐次提供しております。監査役、会計監査人は、年間監査計画や監査報告等の定期的な会合を含め、必要に応じて随時情報交換を行い、相互連携して監査業務を推進しております。

なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、飯塚 昇氏及び笛木忠男氏であり、あずさ監査法人に所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他11名であります。

#### ③社外監査役との関係

社外監査役梅岡匡爾は、株式会社森精機製作所常勤監査役であります。同社と当社との資本的関係につきましては、同社は当社株式2,000千株を所有し、当社は同社株式100千株を所有しております。

社外監査役渡邊光一郎は、第一生命保険相互会社常務執行役員であります。同社と当社との資本的関係につきましては、同社は当社株式1,803千株を所有しております。

社外監査役藤森一雄は、株式会社東京精密代表取締役計測社執行役員社長であります。同社と当社との資本的関係につきましては、同社は当社株式4,592千株を所有し、当社は同社株式65千株を所有しております。

### (3) 役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役に対する報酬は169百万円、監査役に対する報酬は50百万円であり、支給額には、当事業年度に係る役員賞与の支払いに対する引当金繰入額15百万円及びストック・オプションによる報酬額35百万円が含まれております。

### (4) 監査報酬の内容

当事業年度における当社のあずさ監査法人への公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬は、19百万円であります。

上記以外の報酬の内容は、財務報告に係る内部統制のアドバイザリー業務で2百万円であります。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

### (6) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第103期事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第104期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）及び第103期事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）並びに当連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）及び第104期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の連結財務諸表及び財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

# 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

### ① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1. 現金及び預金			2,846		3,576	
2. 受取手形及び売掛金	※4		14,389		14,314	
3. たな卸資産			7,934		7,659	
4. 繰延税金資産			416		385	
5. その他			886		64	
貸倒引当金			△78		△79	
流動資産合計			26,394	71.7	25,920	72.1
II 固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物及び構築物		7,524		7,875		
減価償却累計額		3,263	4,260	3,384	4,490	
(2) 機械装置及び運搬具		9,038		8,804		
減価償却累計額		7,163	1,874	6,687	2,116	
(3) 土地			642		598	
(4) その他		803		596		
減価償却累計額		545	257	343	252	
有形固定資産合計			7,036	19.1	7,457	20.7
2. 無形固定資産			17	0.0	33	0.1
3. 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券	※1		2,627		2,223	
(2) 関係会社出資金			658		209	
(3) 長期貸付金			2		2	
(4) その他			89		96	
投資その他の資産合計			3,378	9.2	2,532	7.1
固定資産合計			10,432	28.3	10,023	27.9
資産合計			36,827	100.0	35,943	100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 支払手形及び買掛金		8,974		9,129	
2. 未払法人税等		1,760		1,024	
3. 賞与引当金		371		344	
4. 役員賞与引当金		—		15	
5. その他		1,061		830	
流動負債合計		12,168	33.0	11,344	31.6
II 固定負債					
1. 繰延税金負債		552		269	
2. 退職給付引当金		695		750	
3. 役員退職慰労引当金		41		34	
4. その他		95		93	
固定負債合計		1,386	3.8	1,148	3.2
負債合計		13,555	36.8	12,493	34.8
(少数株主持分)					
少数株主持分		—	—	—	—
(資本の部)					
I 資本金	※5	10,599	28.8	—	—
II 資本剰余金		8,011	21.7	—	—
III 利益剰余金		7,871	21.4	—	—
IV その他有価証券評価差額 金		805	2.2	—	—
V 自己株式	※6	△4,015	△10.9	—	—
資本合計		23,272	63.2	—	—
負債、少数株主持分及び 資本合計		36,827	100.0	—	—
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金		—	—	10,599	29.5
2. 資本剰余金		—	—	4,208	11.7
3. 利益剰余金		—	—	10,568	29.4
4. 自己株式		—	—	△2,681	△7.5
株主資本合計		—	—	22,695	63.1
II 評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差 額金		—	—	600	1.6
2. 為替換算調整勘定		—	—	60	0.2
評価・換算差額等合計		—	—	660	1.8
III 新株予約権		—	—	94	0.3
純資産合計		—	—	23,450	65.2
負債純資産合計		—	—	35,943	100.0



②【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
I 売上高			34,006	100.0		36,557	100.0
II 売上原価			25,507	75.0		27,325	74.7
売上総利益			8,499	25.0		9,231	25.3
III 販売費及び一般管理費							
1. 給料諸手当		767			802		
2. 貸倒引当金繰入額		—			0		
3. 賞与引当金繰入額		209			222		
4. 役員賞与引当金繰入額		—			15		
5. 退職給付費用		83			74		
6. 役員退職慰労引当金繰入額		21			19		
7. 技術研究費	※1	511			636		
8. 保険料		118			129		
9. その他		1,505	3,216	9.5	1,849	3,752	10.3
営業利益			5,282	15.5		5,478	15.0
IV 営業外収益							
1. 受取利息		9			5		
2. 受取配当金		21			29		
3. 賃貸料		21			16		
4. 受取保険金		65			44		
5. その他		45	161	0.5	58	154	0.4
V 営業外費用							
1. 支払利息		0			0		
2. 手形売却損		42			71		
3. その他		38	81	0.2	25	97	0.3
経常利益			5,363	15.8		5,535	15.1

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
VI 特別利益							
1. 固定資産売却益	※2	2,430			120		
2. 投資有価証券売却益		54			0		
3. 貸倒引当金戻入益		7			—		
4. その他		96	2,588	7.6	—	120	0.3
VII 特別損失							
1. 固定資産除却損	※3	703			87		
2. 固定資産売却損	※4	24			57		
3. たな卸資産除却損		93			55		
4. たな卸資産評価損		12			51		
5. 投資有価証券評価損		19			63		
6. 訴訟費用	※5	—			86		
7. 機械設備移設費用		154			—		
8. その他		93	1,101	3.3	35	437	1.1
税金等調整前当期純利益			6,850	20.1		5,218	14.3
法人税、住民税及び事業税		1,735			1,882		
法人税等調整額		△416	1,319	3.8	△111	1,771	4.9
少数株主利益			—	—		—	—
当期純利益			5,530	16.3		3,447	9.4

③【連結剰余金計算書及び連結株主資本等変動計算書】

連結剰余金計算書

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	
(資本剰余金の部)			
I 資本剰余金期首残高			8,013
II 資本剰余金減少高			
1. 自己株式処分差損	2	2	
III 資本剰余金期末残高			8,011
(利益剰余金の部)			
I 利益剰余金期首残高			2,834
II 利益剰余金増加高			
1. 当期純利益	5,530	5,530	
III 利益剰余金減少高			
1. 配当金	464		
2. 役員賞与	29	493	
IV 利益剰余金期末残高			7,871

連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本					評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換 算差額等 合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	10,599	8,011	7,871	△4,015	22,466	805	—	805	—	23,272
連結会計年度中の変動額										
利益処分による配当			△379		△379					△379
剰余金の配当			△297		△297					△297
利益処分による役員賞与			△38		△38					△38
連結会社増加による利益 剰余金減少高			△34		△34					△34
当期純利益			3,447		3,447					3,447
自己株式の取得				△2,587	△2,587					△2,587
自己株式の処分		△32		151	119					119
自己株式の消却		△3,770		3,770	—					—
株主資本以外の項目の連 結会計年度中の変動額(純 額)						△205	60	△144	94	△50
連結会計年度中の変動額合 計 (百万円)	—	△3,802	2,697	1,333	228	△205	60	△144	94	178
平成19年3月31日 残高 (百万円)	10,599	4,208	10,568	△2,681	22,695	600	60	660	94	23,450

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		6,850	5,218
減価償却費		580	759
投資有価証券評価損		19	63
たな卸資産除却損		93	55
訴訟費用		—	86
貸倒引当金の増減額		△4	0
退職給付引当金の増減額		46	55
受取利息及び受取配当金		△30	△35
支払利息		0	0
投資有価証券売却益		△54	△0
固定資産売却益		△2,430	△120
固定資産除却損		703	87
固定資産売却損		24	57
売上債権の増減額		△3,878	△181
たな卸資産の増減額		△2,464	196
仕入債務の増減額		2,468	164
役員賞与の支払額		△29	△38
その他の増減額		281	321
小計		2,177	6,693
利息及び配当金の受取額		30	35
利息の支払額		△0	△0
訴訟費用の支払額		—	△17
地震災害損失による支払額		△103	—
建物解体による支払額		△191	—
機械設備移設費用の支払額		△154	—
法人税等の支払額		△206	△2,568
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,551	4,142

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の払戻による収入		40	40
定期預金の預入による支出		△50	△70
有形固定資産の取得による支出		△2,972	△1,071
有形固定資産の売却による収入		2,112	724
投資有価証券の取得による支出		△62	△205
投資有価証券の売却による収入		149	200
非連結子会社への出資による支出		△159	—
貸付けによる支出		△123	—
貸付金の回収による収入		54	0
その他の増減額		△10	△2
投資活動によるキャッシュ・フロー		△1,020	△383
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
自己株式の売却による収入		0	115
自己株式の取得による支出		△1,381	△2,594
配当金の支払額		△464	△677
財務活動によるキャッシュ・フロー		△1,845	△3,157
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	△1
V 現金及び現金同等物の増加額又は減少額		△1,315	601
VI 現金及び現金同等物の期首残高		4,112	2,796
VII 新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加高		—	98
VIII 現金及び現金同等物の期末残高		2,796	3,496

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数5社            (株)ツガミマシナリー            (株)ツガミシマモト            (株)ツガミツール            (株)ツガミプレジジョン            (株)ツガミ総合サービス</p> <p>(2) 非連結子会社の名称等            非連結子会社            ツガミ (タイ)            津上精密机床 (浙江) 有限公司            (連結の範囲から除いた理由)            非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>(1) 連結子会社の数5社            (株)ツガミマシナリー            (株)ツガミシマモト            (株)ツガミプレジジョン            (株)ツガミ総合サービス            津上精密机床 (浙江) 有限公司            上記のうち、津上精密机床 (浙江) 有限公司は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。            なお、前連結会計年度において連結子会社でありました(株)ツガミツールは、平成18年10月1日付で(株)ツガミ総合サービスへ吸収合併しております。</p> <p>(2) 非連結子会社の名称等            非連結子会社            ツガミ (タイ)            (連結の範囲から除いた理由)            非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法を適用した非連結子会社0社            (2) 持分法を適用しない非連結子会社            (ツガミ (タイ)、津上精密机床 (浙江) 有限公司) 及び関連会社 (株)ファスナー工販、REM SALES LLC) は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。</p>	<p>(1) 持分法を適用した非連結子会社0社            (2) 持分法を適用しない非連結子会社            (ツガミ (タイ) 及び関連会社 (株)ファスナー工販、REM SALES LLC) は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p>	<p>連結子会社のうち、津上精密机床 (浙江) 有限公司の決算日は12月31日であります。            連結財務諸表の作成に際しましては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p>	<p>① 有価証券          その他有価証券          時価のあるもの          決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）          時価のないもの          移動平均法による原価法</p> <p>② たな卸資産          主として移動平均法による原価法</p> <p>① 有形固定資産          定率法によっております。          ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。          なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 15年～38年          機械装置及び運搬具 10年</p> <p>② 無形固定資産          定額法によっております。          なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>③ 長期前払費用          定額法によっております。</p>	<p>① 有価証券          その他有価証券          時価のあるもの          決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）          時価のないもの          同左</p> <p>② たな卸資産          同左</p> <p>① 有形固定資産          定率法によっております。          ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び在外子会社については、定額法によっております。          なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 15年～38年          機械装置及び運搬具 10年</p> <p>② 無形固定資産          同左</p> <p>③ 長期前払費用          同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>③ 役員賞与引当金 —————</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(2,180百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>	<p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 役員賞与引当金 役員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。 (会計方針の変更) 当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。 これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ15百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 同左</p>



項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(4) 重要なリース取引の処理方法</p> <p>(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>⑤ 役員退職慰労引当金</p> <p>一部の連結子会社については、役員 の退職により支給する役員退職慰労金 に備えるため、内規に基づく支給限度 額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>平成17年4月15日開催の取締役会にお いて当社は取締役及び監査役に対する役 員退職慰労金制度を廃止し、平成17年6 月24日開催の定時株主総会において役員 退職慰労金の打ち切り支給案が承認可決 されました。</p> <p>これにより、当連結会計年度において 「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、 打ち切り支給額を固定負債の「その他」 に含めて表示しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末の固定負債の 「その他」に含まれる役員退職慰労金の 未払金額は49百万円であります。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・ リース取引については、通常の賃貸借取 引に係る方法に準じた会計処理によっ ております。</p> <p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は 税抜方式によっております。</p>	<p>⑤ 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>—————</p> <p>同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>
<p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項</p>	<p>連結子会社の資産及び負債の評価につ いては、全面時価評価法を採用しており ます。</p>	<p>同左</p>
<p>6. 連結調整勘定の償却に関する事項</p>	<p>連結調整勘定の償却については、5年 間の均等償却を行っております。</p>	<p>—————</p>
<p>7. 利益処分項目等の取扱いに関する事項</p>	<p>連結剰余金計算書は、連結会計年度中 に確定した利益処分又は損失処理に基づ いて作成しております。</p>	<p>—————</p>
<p>8. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>	<p>手許現金、要求払預金及び取得日から 3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の 高い、容易に換金可能であり、かつ、価 値の変動について僅少なリスクしか負わ ない短期的投資からなっております。</p>	<p>同左</p>

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. ストック・オプション等に関する会計基準	—————	<p>当連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ98百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメントに情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>
2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準	—————	<p>当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は23,356百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>
3. 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正	—————	<p>当連結会計年度から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>1. 営業活動によるキャッシュ・フローの「固定資産除却損」は、前連結会計年度において「その他の増減額」に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度において金額的重要性が増したため区分掲記することに変更しております。</p> <p>なお、前連結会計年度における「その他の増減額」に含まれる「固定資産除却損」は4百万円であります。</p> <p>2. 投資活動によるキャッシュ・フローの「有形固定資産の売却による収入」は、前連結会計年度において「その他の増減額」に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度において金額的重要性が増したため区分掲記することに変更しております。</p> <p>なお、前連結会計年度における「その他の増減額」に含まれる「有形固定資産の売却による収入」は29百万円であります。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)																		
<p>※1. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>投資有価証券(株式)</td> <td>16百万円</td> </tr> <tr> <td>2. 受取手形裏書譲渡高</td> <td>65百万円</td> </tr> <tr> <td>3. 受取手形割引高</td> <td>一百万円</td> </tr> <tr> <td>輸出受取手形割引高</td> <td>2,406</td> </tr> </table> <p>※4. _____</p> <p>※5. 当社の発行済株式総数は、普通株式89,019,379株であります。</p> <p>※6. 当社が保有する自己株式の数は、普通株式13,099,280株であります。</p>	投資有価証券(株式)	16百万円	2. 受取手形裏書譲渡高	65百万円	3. 受取手形割引高	一百万円	輸出受取手形割引高	2,406	<p>※1. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>投資有価証券(株式)</td> <td>16百万円</td> </tr> <tr> <td>2. 受取手形裏書譲渡高</td> <td>53百万円</td> </tr> <tr> <td>3. 受取手形割引高</td> <td>1,000百万円</td> </tr> <tr> <td>輸出受取手形割引高</td> <td>2,687</td> </tr> </table> <p>※4. 連結会計年度末日満期手形 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。</p> <table> <tr> <td>受取手形</td> <td>770百万円</td> </tr> </table> <p>※5. _____</p> <p>※6. _____</p>	投資有価証券(株式)	16百万円	2. 受取手形裏書譲渡高	53百万円	3. 受取手形割引高	1,000百万円	輸出受取手形割引高	2,687	受取手形	770百万円
投資有価証券(株式)	16百万円																		
2. 受取手形裏書譲渡高	65百万円																		
3. 受取手形割引高	一百万円																		
輸出受取手形割引高	2,406																		
投資有価証券(株式)	16百万円																		
2. 受取手形裏書譲渡高	53百万円																		
3. 受取手形割引高	1,000百万円																		
輸出受取手形割引高	2,687																		
受取手形	770百万円																		

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																		
<p>※1. 研究開発費の総額</p> <table> <tr> <td>一般管理費及び当期製造費用 に含まれる研究開発費</td> <td>511百万円</td> </tr> </table> <p>※2. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>土地</td> <td>2,429百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>2,430百万円</u></td> </tr> </table> <p>※3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>310百万円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>工具</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>解体費用</td> <td>179</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>703百万円</u></td> </tr> </table> <p>※4. 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>17百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>24百万円</u></td> </tr> </table> <p>※5. _____</p>	一般管理費及び当期製造費用 に含まれる研究開発費	511百万円	土地	2,429百万円	その他	0		<u>2,430百万円</u>	建物	310百万円	構築物	67	機械装置	43	工具	79	解体費用	179	その他	23		<u>703百万円</u>	建物	17百万円	その他	7		<u>24百万円</u>	<p>※1. 研究開発費の総額</p> <table> <tr> <td>一般管理費及び当期製造費用 に含まれる研究開発費</td> <td>636百万円</td> </tr> </table> <p>※2. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>土地</td> <td>120百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>120百万円</u></td> </tr> </table> <p>※3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>工具</td> <td>82百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>87百万円</u></td> </tr> </table> <p>※4. 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>36百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>57百万円</u></td> </tr> </table> <p>※5. 訴訟費用は、訴訟に関する弁護士費用等であり ます。</p>	一般管理費及び当期製造費用 に含まれる研究開発費	636百万円	土地	120百万円	その他	0		<u>120百万円</u>	工具	82百万円	その他	5		<u>87百万円</u>	建物	36百万円	機械装置	20	その他	1		<u>57百万円</u>
一般管理費及び当期製造費用 に含まれる研究開発費	511百万円																																																		
土地	2,429百万円																																																		
その他	0																																																		
	<u>2,430百万円</u>																																																		
建物	310百万円																																																		
構築物	67																																																		
機械装置	43																																																		
工具	79																																																		
解体費用	179																																																		
その他	23																																																		
	<u>703百万円</u>																																																		
建物	17百万円																																																		
その他	7																																																		
	<u>24百万円</u>																																																		
一般管理費及び当期製造費用 に含まれる研究開発費	636百万円																																																		
土地	120百万円																																																		
その他	0																																																		
	<u>120百万円</u>																																																		
工具	82百万円																																																		
その他	5																																																		
	<u>87百万円</u>																																																		
建物	36百万円																																																		
機械装置	20																																																		
その他	1																																																		
	<u>57百万円</u>																																																		

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	89,019	—	10,000	79,019
合計	89,019	—	10,000	79,019
自己株式				
普通株式	13,099	3,680	10,438	6,341
合計	13,099	3,680	10,438	6,341

(注) 1. 発行済株式の普通株式の株式数の減少10,000千株は、消却による減少であります。

2. 自己株式の普通株式の株式数の増加3,680千株は、単元未満株式の買取りによる増加18千株、当社が取得した自己株式3,662千株であります。

3. 自己株式の普通株式の株式数の減少10,438千株は、ストック・オプションの行使による減少438千株、消却による減少10,000千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	94
	合計	—	—	—	—	—	94

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	379	5.00	平成18年3月31日	平成18年6月23日
平成18年11月13日 取締役会	普通株式	297	4.00	平成18年9月30日	平成18年12月5日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月18日 取締役会	普通株式	436	利益剰余金	6.00	平成19年3月31日	平成19年6月8日

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 2,846百万円	現金及び預金勘定 3,576百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 △50	預入期間が3か月を超える定期預金 △80
現金及び現金同等物 2,796百万円	現金及び現金同等物 3,496百万円
2. _____	2. 重要な非資金取引
	自己株式の消却 3,770百万円

## (リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																								
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																								
(単位：百万円)	(単位：百万円)																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">取得価額相当額</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">減価償却累計額相当額</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">73</td> <td style="text-align: center;">57</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産・その他</td> <td style="text-align: center;">168</td> <td style="text-align: center;">113</td> <td style="text-align: center;">54</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産・その他</td> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">267</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">183</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">83</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額	機械装置及び運搬具	73	57	15	有形固定資産・その他	168	113	54	無形固定資産・その他	25	12	12	合計	267	183	83	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">取得価額相当額</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">減価償却累計額相当額</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td style="text-align: center;">26</td> <td style="text-align: center;">16</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産・その他</td> <td style="text-align: center;">96</td> <td style="text-align: center;">53</td> <td style="text-align: center;">42</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産・その他</td> <td style="text-align: center;">31</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: center;">11</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">171</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">99</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">71</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額	機械装置及び運搬具	43	26	16	有形固定資産・その他	96	53	42	無形固定資産・その他	31	19	11	合計	171	99	71
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額																																						
機械装置及び運搬具	73	57	15																																						
有形固定資産・その他	168	113	54																																						
無形固定資産・その他	25	12	12																																						
合計	267	183	83																																						
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額																																						
機械装置及び運搬具	43	26	16																																						
有形固定資産・その他	96	53	42																																						
無形固定資産・その他	31	19	11																																						
合計	171	99	71																																						
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>	同左																																								
② 未経過リース料期末残高相当額	② 未経過リース料期末残高相当額																																								
1年以内 29百万円	1年以内 28百万円																																								
1年超 54	1年超 42																																								
計 83百万円	計 71百万円																																								
<p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>	同左																																								
③ 支払リース料及び減価償却費相当額	③ 支払リース料及び減価償却費相当額																																								
支払リース料 37百万円	支払リース料 33百万円																																								
減価償却費相当額 37	減価償却費相当額 33																																								
④ 減価償却費相当額の算定方法	④ 減価償却費相当額の算定方法																																								
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左																																								

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	前連結会計年度（平成18年3月31日）			当連結会計年度（平成19年3月31日）		
		取得原価 （百万円）	連結貸借対照 表計上額 （百万円）	差額 （百万円）	取得原価 （百万円）	連結貸借対照 表計上額 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,210	2,568	1,357	1,156	2,168	1,012
	(2) 債券	—	—	—	—	—	—
	(3) その他	—	—	—	—	—	—
	小計	1,210	2,568	1,357	1,156	2,168	1,012
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	0	0	—	27	27	—
	(2) 債券	—	—	—	—	—	—
	(3) その他	—	—	—	—	—	—
	小計	0	0	—	27	27	—
合計		1,210	2,568	1,357	1,184	2,196	1,012

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について31百万円減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行っております。

## 2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度 （自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）			当連結会計年度 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）		
売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
149	54	—	200	0	—

## 3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	前連結会計年度（平成18年3月31日）	当連結会計年度（平成19年3月31日）
	連結貸借対照表計上額（百万円）	
その他有価証券		
非上場株式	43	11

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のない株式について32百万円減損処理を行っております。また、前連結会計年度において、その他有価証券で時価のない株式について19百万円減損処理を行っております。

## (デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、退職一時金制度と適格退職年金制度を併用しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
(1) 退職給付債務 (百万円)	△2,491	△2,466
(2) 年金資産 (百万円)	262	395
(3) 未積立退職給付債務 (百万円) (1) + (2)	△2,228	△2,071
(4) 会計基準変更時差異の未処理額 (百万円)	1,261	1,121
(5) 未認識数理計算上の差異 (百万円)	271	198
(6) 未認識過去勤務債務 (百万円)	—	—
(7) 連結貸借対照表計上額純額 (百万円) (3) + (4) + (5) + (6)	△695	△750
(8) 前払年金費用 (百万円)	—	—
(9) 退職給付引当金 (百万円) (7) - (8)	△695	△750

(注) 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用の内訳

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
退職給付費用 (百万円)	388	388
(1) 勤務費用 (百万円)	131	123
(2) 利息費用 (百万円)	35	35
(3) 期待運用収益 (百万円)	△2	△4
(4) 会計処理基準変更時差異の費用処理額 (百万円)	139	139
(5) 数理計算上の差異の費用処理額 (百万円)	84	94

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「(1) 勤務費用」に計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(2) 割引率 (%)	1.5	1.5
(3) 期待運用収益率 (%)	2.0	2.0
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	—	—
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生の翌連結会計年度から5年	発生の翌連結会計年度から5年
(6) 会計基準変更時差異の処理年数 (年)	15	15



(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 98百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成16年 第1回一般型新株予約権	平成17年 第2回一般型新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 4名 当社使用人 46名 当社子会社の役員及び使用人 16名	当社取締役 1名 当社使用人 40名 当社子会社の役員及び使用人 11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 650,000株	普通株式 360,000株
付与日	平成16年7月1日	平成17年7月1日
権利確定条件	該当事項なし	該当事項なし
対象勤務期間	平成16年7月1日～平成18年6月30日	平成17年7月1日～平成19年6月30日
権利行使期間	平成18年7月1日～平成21年6月30日	平成19年7月1日～平成22年6月30日

	平成17年 第1回報酬型新株予約権	平成18年 第3回一般型新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 4名 当社使用人 7名	当社使用人 45名 当社子会社の取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 220,000株	普通株式 340,000株
付与日	平成17年7月1日	平成18年7月3日
権利確定条件	原則として当社の取締役(委員会等設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日(以下、「役員等退任日」という。)の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。	該当事項なし
対象勤務期間	該当事項なし	平成18年7月3日～平成20年7月3日
権利行使期間	平成17年7月1日～平成37年6月30日	平成20年7月4日～平成23年6月30日

	平成18年 株式報酬型ストック・オプションAプラン	平成18年 株式報酬型ストック・オプションBプラン
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 4名	当社役付執行役員 8名 これに準ずる使用人 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 78,000株	普通株式 72,000株
付与日	平成18年7月20日	平成18年7月20日
権利確定条件	原則として当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日(以下、「役員等退任日」という。)の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。	原則として当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日(以下、「役員等退任日」という。)の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	該当事項なし	該当事項なし
権利行使期間	平成18年7月21日～平成38年7月20日	平成18年7月21日～平成38年7月20日

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	平成16年 第1回一般型新株予約権	平成17年 第2回一般型新株予約権	平成17年 第1回報酬型新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	650,000	360,000	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	650,000	—	—
未確定残	—	360,000	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	208,000
権利確定	650,000	—	—
権利行使	403,000	—	28,000
失効	17,000	—	—
未行使残	230,000	—	180,000

	平成18年 第3回一般型新株予約権	平成18年 株式報酬型ストック・オ プションAプラン	平成18年 株式報酬型ストック・オ プションBプラン
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	340,000	78,000	72,000
失効	—	—	—
権利確定	—	78,000	72,000
未確定残	340,000	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	78,000	72,000
権利行使	—	—	7,000
失効	—	—	6,000
未行使残	—	78,000	59,000

② 単価情報

	平成16年 第1回一般型新株予約権	平成17年 第2回一般型新株予約権	平成17年 第1回報酬型新株予約権
権利行使価格 (円)	286	575	1
行使時平均株価 (円)	718	—	727
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—

	平成18年 第3回一般型新株予約権	平成18年 株式報酬型ストック・オ プションAプラン	平成18年 株式報酬型ストック・オ プションBプラン
権利行使価格 (円)	759	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	705
公正な評価単価 (付与日) (円)	176	608	608

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成18年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法                      ブラック・ショールズ法  
② 主な基礎数値及び見積方法

	平成18年 一般型新株予約権	平成18年 報酬型新株予約権 Aプラン及びBプラン
株価変動性 (注) 1	33.480%	58.947%
予想残存期間 (注) 2	3.5年	10.0年
予想配当 (注) 3	8.00円/株	8.00円/株
無リスク利率 (注) 4	1.169%	1.818%

(注) 1. 平成18年一般型新株予約権については、過去3.5年間(平成15年1月4日～平成18年7月3日)の各月の最終取引日における終値に基づき算定しております。平成18年報酬型新株予約権Aプラン及びBプランについては過去10年(平成8年6月～平成18年6月)の各月の最終取引日における終値に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間中の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成18年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)	(繰延税金資産)
貸倒引当金損金算入限度超過額 36百万円	貸倒引当金 35百万円
賞与引当金否認 151	賞与引当金 140
退職給付引当金否認 282	退職給付引当金 313
投資有価証券評価損否認 380	投資有価証券評価損 380
たな卸資産評価損否認 24	たな卸資産評価損 13
減損損失否認 214	減損損失 121
未払事業税否認 150	未払事業税 94
その他 148	その他 116
繰延税金資産小計 1,389	繰延税金資産小計 1,215
評価性引当額 $\Delta 972$	評価性引当額 $\Delta 688$
繰延税金資産合計 <u>416</u>	繰延税金資産合計 <u>527</u>
(繰延税金負債)	(繰延税金負債)
その他有価証券評価差額金 $\Delta 552$ 百万円	その他有価証券評価差額金 $\Delta 411$ 百万円
繰延税金負債合計 $\Delta 552$	繰延税金負債合計 $\Delta 411$
繰延税金資産(負債)の純額 <u><math>\Delta 136</math></u>	繰延税金資産(負債)の純額 <u>115</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳
法定実効税率 40.7%	法定実効税率 40.7%
(調整)	(調整)
評価性引当額の増減 $\Delta 21.0$	評価性引当額の増減 $\Delta 5.5$
住民税均等割 0.3	住民税均等割 0.4
試験研究費特別控除 $\Delta 0.7$	試験研究費特別控除 $\Delta 1.3$
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.6	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 $\Delta 0.1$	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 $\Delta 0.1$
その他 $\Delta 0.5$	その他 $\Delta 0.5$
税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>19.3</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>33.9</u>

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）

	工作機械事業 (百万円)	専用機その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I. 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	29,096	4,909	34,006	—	34,006
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	29,096	4,909	34,006	—	34,006
営業費用	24,108	4,009	28,118	605	28,723
営業利益	4,987	899	5,887	(605)	5,282
II. 資産、減価償却費及び資本的 支出					
資産	26,829	4,442	31,272	5,554	36,827
減価償却費	436	104	540	39	580
資本的支出	2,874	659	3,533	—	3,533

(注) 1. 事業区分は、製品の種類別区分によっております。

2. 各区分の主な製品

(1) 工作機械事業：CNC精密自動旋盤、CNC精密円筒研削盤、マシニングセンタ、転造盤、ラップ盤

(2) 専用機その他の事業：専用機、ゲージブロック、ロールダイス、ねじインサート

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能費用の金額は605百万円であり、その主なものは、当社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

4. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は5,554百万円であり、その主なものは、当社本社での余資運用資金（現金及び有価証券）、長期投資資金（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。

5. 減価償却費及び資本的支出には、長期前払費用の償却額及び増加額が含まれております。

当連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	工作機械事業 (百万円)	専用機その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
<b>I. 売上高及び営業損益</b>					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	32,774	3,782	36,557	—	36,557
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	32,774	3,782	36,557	—	36,557
営業費用	27,122	3,197	30,319	758	31,078
営業利益	5,652	584	6,237	(758)	5,478
<b>II. 資産、減価償却費及び資本的 支出</b>					
資産	26,333	3,665	29,998	5,945	35,943
減価償却費	574	163	737	22	759
資本的支出	781	171	953	—	953

(注) 1. 事業区分は、製品の種類別区分によっております。

2. 各区分の主な製品

(1) 工作機械事業：CNC精密自動旋盤、CNC精密円筒研削盤、マシニングセンタ、転造盤、ラップ盤

(2) 専用機その他の事業：専用機、ゲージブロック、ロールダイス、ねじインサート

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能費用の金額は758百万円であり、その主なものは、当社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

4. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は5,945百万円であり、その主なものは、当社本社での余資運用資金（現金及び有価証券）、長期投資資金（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。

5. 減価償却費及び資本的支出には、長期前払費用の償却額及び増加額が含まれております。

6. 会計方針の変更

(ストック・オプション等に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」の1.に記載のとおり、当連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を適用しております。

この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて、「消去又は全社」の営業費用は98百万円増加し、営業利益は同額減少しております。

(役員賞与に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の4. 会計処理基準に関する事項(3) 重要な引当金の計上基準③役員賞与引当金に記載のとおり、当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しております。

この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて、「消去又は全社」の営業費用は15百万円増加し、営業利益は同額減少しております。

#### 【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計及び全セグメント資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメントの記載を省略しております。

【海外売上高】

最近2連結会計年度の海外売上高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			
	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	計
I 海外売上高 (百万円)	10,682	2,272	589	13,545
II 連結売上高 (百万円)				34,006
III 連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	31.4	6.7	1.7	39.8

	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	計
I 海外売上高 (百万円)	11,360	3,296	639	15,296
II 連結売上高 (百万円)				36,557
III 連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	31.1	9.0	1.7	41.8

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア……………台湾、タイ、香港、シンガポール、中国

(2) アメリカ……………アメリカ合衆国

(3) ヨーロッパ……………ドイツ、スイス、イタリア

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。



(関連当事者)

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

1 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	梅中 茂	-	-	当社取締役 ㈱東精エンジニアリング代表取締役社長	(所有) 間接 0.16%	-	-	当社製品の販売	40	売掛金	42
役員	藤森 一雄	-	-	当社監査役 ㈱東京精密代表取締役	(所有) 直接 0.16% (被所有) 直接 6.09%	-	-	当社製品の販売	3,172	受取手形 売掛金	1,427 438
								同社商品の仕入	74	支払手形 買掛金	26 7
								固定資産の購入	8	-	-

- 取引金額には消費税は含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。
- 当社製品の販売、同社商品の仕入及び固定資産の購入については、市場価格を参考に決定しております。
- 梅中 茂は、平成17年4月30日付で当社の取締役を退任したため、関連当事者に該当しなくなりました。このため、取引金額は梅中 茂が関連当事者に該当していた平成17年4月の金額を記載し、期末残高は関連当事者でなくなった時点の金額を記載しております。
- 藤森 一雄は、平成17年6月24日付で当社の監査役に就任したため、取引金額につきましては平成17年6月から平成18年3月までの金額について記載しております。
- 株式会社東京精密は、所有している当社の株式4,592千株をみずほ信託銀行株式会社に退職給付信託として拠出しており、その議決権の行使については、株式会社東京精密が指図権を留保しております。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	藤森 一雄	-	-	当社監査役 ㈱東京精密代表取締役	(所有) 直接 0.16% (被所有) 直接 5.81%	-	-	当社製品の販売	1,876	受取手形 売掛金	287 149
								同社商品の仕入	102	支払手形 買掛金	23 1
								固定資産の購入	15	設備支払 手形	9

- 取引金額には消費税は含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。
- 当社製品の販売、同社商品の仕入及び固定資産の購入については、市場価格を参考に決定しております。
- 株式会社東京精密は、所有している当社の株式4,592千株をみずほ信託銀行株式会社に退職給付信託として拠出しており、その議決権の行使については、株式会社東京精密が指図権を留保しております。

## (1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	306.53円	1株当たり純資産額	322.67円
1株当たり当期純利益金額	71.38円	1株当たり当期純利益金額	46.36円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	70.81円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	46.05円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	5,530	3,447
普通株主に帰属しない金額(百万円)	38	—
(うち利益処分による役員賞与金)	(38)	(—)
普通株式に係る当期純利益(百万円)	5,492	3,447
期中平均株式数(千株)	76,947	74,365
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	616	498
(うちストックオプション)	(616)	(498)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	平成18年6月23日定時株主総会決議によるストック・オプション(株式の数340千株)

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

ストックオプションの決議

提出会社は、平成18年6月23日開催の第103期定時株主総会において、新株予約権の発行を決議しております。

その内容は、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」における「(7) ストックオプション制度の内容」3.平成18年6月23日開催の定時株主総会決議に基づくものに記載のとおりであります。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

ストックオプションの決議

提出会社は、平成19年6月22日開催の第104期定時株主総会において、新株予約権の発行を決議しております。

その内容は、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」における「(8) ストックオプション制度の内容」4.平成19年6月22日開催の定時株主総会決議に基づくものに記載のとおりであります。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2【財務諸表等】

### (1)【財務諸表】

#### ①【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1. 現金及び預金			2,358		3,191	
2. 受取手形	※1,5		5,058		3,011	
3. 売掛金	※1		9,194		11,195	
4. 商品			15		9	
5. 製品			1,208		843	
6. 原材料			1,237		1,282	
7. 仕掛品			4,978		5,003	
8. 貯蔵品			2		2	
9. 前渡金			0		—	
10. 前払費用			18		24	
11. 関係会社短期貸付金			129		94	
12. 繰延税金資産			416		385	
13. 立替金	※1		502		114	
14. 預け金			493		—	
15. その他			349		145	
貸倒引当金			△78		△78	
流動資産合計			25,886	71.5	25,224	71.7

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
Ⅱ 固定資産						
(1) 有形固定資産						
1. 建物		6,598		6,585		
減価償却累計額		2,640	3,958	2,721	3,863	
2. 構築物		408		437		
減価償却累計額		217	191	238	198	
3. 機械装置		8,278		8,444		
減価償却累計額		6,518	1,759	6,535	1,909	
4. 車両運搬具		51		47		
減価償却累計額		37	13	35	12	
5. 工具		374		125		
減価償却累計額		287	86	65	59	
6. 器具備品		321		338		
減価償却累計額		175	146	196	142	
7. 土地			476		486	
8. 建設仮勘定			5		2	
有形固定資産合計			6,637	18.3	6,675	19.0
(2) 無形固定資産						
1. ソフトウェア			6		4	
2. 電話加入権			8		8	
無形固定資産合計			14	0.0	13	0.0
(3) 投資その他の資産						
1. 投資有価証券			2,609		2,205	
2. 関係会社株式			317		317	
3. 出資金			0		—	
4. 関係会社出資金			658		658	
5. 従業員に対する長期 貸付金			2		2	
6. 長期前払費用			3		3	
7. その他			83		86	
投資その他の資産合計			3,676	10.2	3,273	9.3
固定資産合計			10,329	28.5	9,961	28.3
資産合計			36,215	100.0	35,186	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)						
I 流動負債						
1. 支払手形	※1		6,678		7,067	
2. 買掛金	※1		2,351		2,337	
3. 未払金	※1		420		463	
4. 未払費用	※1		310		285	
5. 未払法人税等			1,665		891	
6. 前受金			7		0	
7. 預り金			82		54	
8. 賞与引当金			260		240	
9. 設備支払手形			436		72	
10. 役員賞与引当金			—		15	
11. その他			17		33	
流動負債合計			12,230	33.8	11,461	32.6
II 固定負債						
1. 繰延税金負債			552		269	
2. 退職給付引当金			596		646	
3. 預り保証金			16		16	
4. 長期前受収益			2		0	
5. その他			69		69	
固定負債合計			1,236	3.4	1,002	2.8
負債合計			13,467	37.2	12,463	35.4
(資本の部)						
I 資本金	※2		10,599	29.3	—	—
II 資本剰余金						
1. 資本準備金		4,138			—	
2. その他資本剰余金						
(1) 資本準備金減少差益		3,884			—	
資本剰余金合計			8,022	22.1	—	—
III 利益剰余金						
1. 当期末処分利益		7,335			—	
利益剰余金合計			7,335	20.3	—	—
IV その他有価証券評価差額 金			805	2.2	—	—
V 自己株式	※3		△4,015	△11.1	—	—
資本合計			22,747	62.8	—	—
負債・資本合計			36,215	100.0	—	—

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金			—	10,599	30.1
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		—		4,138	
(2) その他資本剰余金		—		82	
資本剰余金合計			—	4,220	12.0
3. 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		—		9,890	
利益剰余金合計			—	9,890	28.1
4. 自己株式			—	△2,681	△7.6
株主資本合計			—	22,028	62.6
II 評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金			—	600	1.7
評価・換算差額等合計			—	600	1.7
III 新株予約権			—	94	0.3
純資産合計			—	22,723	64.6
負債純資産合計			—	35,186	100.0



②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)			当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
I 売上高							
1. 製品売上高		31,866			34,431		
2. 商品売上高		1,395	33,262	100.0	823	35,255	100.0
II 売上原価							
1. 製品売上原価							
(1) 製品期首たな卸高		773			1,208		
(2) 当期製品製造原価		25,140			26,170		
合計		25,914			27,378		
(3) 製品期末たな卸高		1,208			843		
(4) 他勘定への振替高	※1	177			43		
(5) 差引製品売上原価		24,528			26,491		
2. 商品売上原価							
(1) 商品期首たな卸高		3			15		
(2) 当期商品仕入高		1,317			767		
合計		1,320			782		
(3) 商品期末たな卸高		15			9		
(4) 差引商品売上原価		1,304	25,833	77.7	773	27,265	77.3
売上総利益			7,428	22.3		7,989	22.7
III 販売費及び一般管理費							
1. 荷造運搬費		69			93		
2. 広告宣伝費		173			239		
3. 役員報酬		123			143		
4. 給与諸手当		487			537		
5. 賞与引当金繰入額		127			133		
6. 役員賞与引当金繰入額		—			15		
7. 退職給付費用		76			69		
8. 賃借料		101			100		
9. 旅費交通費		218			228		
10. 保険料		116			127		
11. 技術研究費	※2	482			614		
12. 減価償却費		19			20		
13. その他		545	2,542	7.6	756	3,079	8.8
営業利益			4,886	14.7		4,909	13.9

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
IV 営業外収益							
1. 受取利息		10			5		
2. 受取配当金	※3	61			169		
3. 賃貸料	※3	68			59		
4. 受取保険金		65			44		
5. その他		57	263	0.8	63	342	1.0
V 営業外費用							
1. 支払利息		0			0		
2. 賃貸資産費用		47			39		
3. 売上割引		7			11		
4. 手形売却損		42			71		
5. その他		35	132	0.4	20	141	0.4
経常利益			5,016	15.1		5,110	14.5
VI 特別利益							
1. 投資有価証券売却益		54			0		
2. 固定資産売却益	※4	2,429			120		
3. 貸倒引当金戻入益		8			—		
4. その他		96	2,588	7.7	—	120	0.3
VII 特別損失							
1. 固定資産除却損	※5	702			83		
2. 固定資産売却損	※6	6			48		
3. たな卸資産除却損		89			40		
4. たな卸資産評価損		12			51		
5. 投資有価証券評価損		19			63		
6. 訴訟費用	※7	—			86		
7. 機械設備移設費用		154			—		
8. その他		93	1,077	3.2	35	409	1.1
税引前当期純利益			6,527	19.6		4,821	13.7
法人税、住民税及び事業税		1,610			1,675		
法人税等調整額		△416	1,194	3.6	△111	1,564	4.5
当期純利益			5,333	16.0		3,257	9.2
前期繰越利益			2,232			—	
中間配当額			230			—	
当期未処分利益			7,335			—	

製造原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費		19,886	73.0	19,510	71.9
II 労務費		3,096	11.4	3,225	11.9
III 経費		4,244	15.6	4,394	16.2
(減価償却費)		(484)		(626)	
(外注加工費)		(2,381)		(2,216)	
当期総製造費用		27,227	100.0	27,130	100.0
仕掛品期首たな卸高		3,683		4,978	
合計		30,911		32,109	
仕掛品期末たな卸高		4,978		5,003	
他勘定への振替高	※1	791		935	
当期製品製造原価		25,140		26,170	

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																
<p>原価計算の方法</p> <p>実際原価計算を採用し、製品別には、工作機械・測定器については個別原価計算法、原器・工具については総合原価計算法を実施しております。なお、加工費については一部予定で計算し、実際額との差額をたな卸資産と売上原価に配賦しております。</p> <p>※1 他勘定への振替高</p> <table> <tr> <td>固定資産へ</td> <td>128百万円</td> </tr> <tr> <td>販売費及び一般管理費へ</td> <td>584</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>791百万円</u></td> </tr> </table>	固定資産へ	128百万円	販売費及び一般管理費へ	584	その他	77		<u>791百万円</u>	<p>原価計算の方法</p> <p>同左</p> <p>※1 他勘定への振替高</p> <table> <tr> <td>固定資産へ</td> <td>180百万円</td> </tr> <tr> <td>販売費及び一般管理費へ</td> <td>705</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>935百万円</u></td> </tr> </table>	固定資産へ	180百万円	販売費及び一般管理費へ	705	その他	49		<u>935百万円</u>
固定資産へ	128百万円																
販売費及び一般管理費へ	584																
その他	77																
	<u>791百万円</u>																
固定資産へ	180百万円																
販売費及び一般管理費へ	705																
その他	49																
	<u>935百万円</u>																

③【利益処分計算書及び株主資本等変動計算書】

利益処分計算書

		前事業年度 株主総会承認日 (平成18年6月23日)	
区 分	注記 番号	金額 (百万円)	
I 当期末処分利益			7,335
II 利益処分額			
1. 配当金		379	
2. 役員賞与金		25	
(うち取締役分)		(20)	
(うち監査役分)		(5)	
			404
III 次期繰越利益			6,931

株主資本等変動計算書

当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本							評価・換 算差額等	新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計			
		資本 準備金	その他資 本剰余金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金					
平成18年3月31日 残高 (百万円)	10,599	4,138	3,884	8,022	7,335	△4,015	21,942	805	—	22,747
事業年度中の変動額										
利益処分による配当					△379		△379			△379
剰余金の配当					△297		△297			△297
利益処分による役員賞与					△25		△25			△25
当期純利益					3,257		3,257			3,257
自己株式の取得						△2,587	△2,587			△2,587
自己株式の消却			△3,770	△3,770		3,770	—			—
自己株式の処分			△32	△32		151	119			119
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)								△205	94	△110
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	△3,802	△3,802	2,554	1,333	86	△205	94	△24
平成19年3月31日 残高 (百万円)	10,599	4,138	82	4,220	9,890	△2,681	22,028	600	94	22,723

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)						
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 同左</p>						
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>商品、製品、原材料、仕掛品、貯蔵品は移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>同左</p>						
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="502 1041 869 1142"> <tr> <td>建物</td> <td>15年～38年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>工具・器具備品</td> <td>5年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法によっております。</p>	建物	15年～38年	機械装置	10年	工具・器具備品	5年	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>
建物	15年～38年							
機械装置	10年							
工具・器具備品	5年							
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>						

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 役員賞与引当金 _____</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（2,086百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 _____</p> <p>(追加情報) 平成17年4月15日開催の取締役会において当社は取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止し、平成17年6月24日開催の定時株主総会において役員退職慰労金の打ち切り支給案が承認可決されました。 これにより、当事業年度において「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額を固定負債の「その他」に含めて表示しております。 なお、当事業年度末の固定負債の「その他」に含まれる役員退職慰労金の未払金額は49百万円であります。</p>	<p>(3) 役員賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (会計方針の変更) 当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号平成17年11月29日）を適用しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ15百万円減少しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 _____</p>
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税は税抜方式によっております。	消費税等の会計処理方法 同左

会計処理方法の変更

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. ストック・オプション等に関する会計基準	—————	<p>当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ98百万円減少しております。</p>
2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準	—————	<p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は22,629百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>
3. 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正	—————	<p>当事業年度から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

## 表示方法の変更

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表)</p> <p>前期まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「立替金」は、当期において、資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前期末の流動資産の「その他」に含まれる「立替金」は23百万円であります。</p>	<p>(貸借対照表)</p> <p>前期まで区分掲記しておりました「前渡金」(当期末残高0百万円)は、資産の総額の100分の1以下であるため、流動資産の「その他」に含めて表示することにしました。</p> <p>前期まで区分掲記しておりました「出資金」(当期末残高0百万円)は、資産の総額の100分の1以下であるため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示することにしました。</p>

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)																												
<p>※1. 関係会社に係る注記</p> <p>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する主なものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">209百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td style="text-align: right;">631</td> </tr> <tr> <td>立替金</td> <td style="text-align: right;">501</td> </tr> <tr> <td>その他(負債)</td> <td style="text-align: right;">430</td> </tr> </table> <p>※2. 授権株式数            普通株式    320,000,000株 発行済株式総数        普通株式    89,019,379株</p> <p>※3. 自己株式</p> <p>当社が保有する自己株式の数は、普通株式13,099,280株であります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">4. 受取手形割引高</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td>輸出受取手形割引高</td> <td style="text-align: right;">2,406</td> </tr> </table> <p>※5. _____</p> <p>6. 配当制限</p> <p>商法施行規則第124条第3号に規定する資産に時価を付したることにより増加した純資産額は805百万円であります。</p> <p>7. 平成16年6月25日開催の定時株主総会において下記の欠損てん補を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">資本準備金</td> <td style="text-align: right;">1,113百万円</td> </tr> </table>	受取手形	209百万円	売掛金	631	立替金	501	その他(負債)	430	4. 受取手形割引高	一百万円	輸出受取手形割引高	2,406	資本準備金	1,113百万円	<p>※1. 関係会社に係る注記</p> <p>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する主なものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">205百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td style="text-align: right;">546</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td style="text-align: right;">683</td> </tr> <tr> <td>その他(負債)</td> <td style="text-align: right;">248</td> </tr> </table> <p>※2. _____</p> <p>※3. _____</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">4. 受取手形割引高</td> <td style="text-align: right;">1,000百万円</td> </tr> <tr> <td>輸出受取手形割引高</td> <td style="text-align: right;">2,687</td> </tr> </table> <p>※5. 期末日満期手形</p> <p>期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">770百万円</td> </tr> </table> <p>6. _____</p> <p>7. _____</p>	受取手形	205百万円	売掛金	546	買掛金	683	その他(負債)	248	4. 受取手形割引高	1,000百万円	輸出受取手形割引高	2,687	受取手形	770百万円
受取手形	209百万円																												
売掛金	631																												
立替金	501																												
その他(負債)	430																												
4. 受取手形割引高	一百万円																												
輸出受取手形割引高	2,406																												
資本準備金	1,113百万円																												
受取手形	205百万円																												
売掛金	546																												
買掛金	683																												
その他(負債)	248																												
4. 受取手形割引高	1,000百万円																												
輸出受取手形割引高	2,687																												
受取手形	770百万円																												



## (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1. 他勘定への振替高 固定資産へ 134百万円 その他 43	※1. 他勘定への振替高 固定資産へ 36百万円 その他 6
※2. 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用 に含まれる研究開発費 482百万円	※2. 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用 に含まれる研究開発費 614百万円
※3. 関係会社との取引にかかるもの 受取配当金 40百万円 賃貸料 50	※3. 関係会社との取引にかかるもの 受取配当金 141百万円 賃貸料 45
※4. 固定資産売却益の内訳は、土地2,429百万円であり ます。	※4. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。  土地 120百万円 その他 0 計 120
※5. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 310百万円 構築物 67 機械装置 42 工具 79 解体費用 178 その他 23 計 702	※5. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 工具 82百万円 その他 1 計 83
※6. 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 構築物 2百万円 土地 2 その他 1 計 6	※6. 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 建物 36百万円 機械装置 10 その他 0 計 48
※7. _____	※7. 訴訟費用は、訴訟に関する弁護士費用等でありま す。

## (株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数(千株)	当事業年度増加株 式数(千株)	当事業年度減少株 式数(千株)	当事業年度末株式 数(千株)
普通株式	13,099	3,680	10,438	6,341
合計	13,099	3,680	10,438	6,341

(注) 1. 自己株式の普通株式の株式数の増加3,680千株は、単元未満株式の買取りによる増加18千株、当社が取得した自己株式3,662千株であります。

2. 自己株式の普通株式の株式数の減少10,438千株は、ストック・オプションの行使による減少438千株、消却による減少10,000千株であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)				当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
(単位：百万円)				(単位：百万円)
	取得価額相 当額	減価償却累 計額相当額	期末残高相 当額	
機械装置	30	28	2	車両運搬具
車両運搬具	10	6	4	器具備品
器具備品	147	107	40	ソフトウェア
ソフトウェア	25	12	12	合計
合計	215	154	60	114
なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				同左
② 未経過リース料期末残高相当額				② 未経過リース料期末残高相当額
1年以内			21百万円	1年以内
1年超			38	1年超
計			60百万円	計
なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				同左
③ 支払リース料及び減価償却費相当額				③ 支払リース料及び減価償却費相当額
支払リース料			29百万円	支払リース料
減価償却費相当額			29	減価償却費相当額
④ 減価償却費相当額の算定方法				④ 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左

(有価証券関係)

前事業年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)及び当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)における子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

## (税効果会計関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)	(繰延税金資産)
貸倒引当金損金算入限度超過額 36百万円	貸倒引当金 35百万円
賞与引当金否認 105	賞与引当金 97
退職給付引当金否認 242	退職給付引当金 270
投資有価証券評価損否認 380	投資有価証券評価損 380
関係会社株式評価損否認 47	関係会社株式評価損 47
たな卸資産評価損否認 23	たな卸資産評価損 13
減損損失否認 214	減損損失 121
未払事業税否認 141	未払事業税 83
その他 117	その他 82
繰延税金資産小計 1,309	繰延税金資産小計 1,133
評価性引当額 $\Delta 892$	評価性引当額 $\Delta 606$
繰延税金資産合計 416	繰延税金資産合計 527
(繰延税金負債)	(繰延税金負債)
その他有価証券評価差額金 $\Delta 552$ 百万円	その他有価証券評価差額金 $\Delta 411$ 百万円
繰延税金負債合計 $\Delta 552$	繰延税金負債合計 $\Delta 411$
繰延税金資産(負債)の純額 $\Delta 136$	繰延税金資産(負債)の純額 115
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳
法定実効税率 40.7%	法定実効税率 40.7%
(調整)	(調整)
評価性引当額の増減 $\Delta 22.1$	評価性引当額の増減 $\Delta 5.9$
住民税均等割 0.3	住民税均等割 0.4
試験研究費特別控除 $\Delta 0.7$	試験研究費特別控除 $\Delta 1.4$
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.6	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 $\Delta 0.3$	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 $\Delta 1.3$
その他 $\Delta 0.2$	その他 $\Delta 0.3$
税効果会計適用後の法人税等の負担率 18.3	税効果会計適用後の法人税等の負担率 32.4

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	299.63円	1株当たり純資産額	312.66円
1株当たり当期純利益金額	68.99円	1株当たり当期純利益金額	43.80円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	68.44円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	43.51円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	5,333	3,257
普通株主に帰属しない金額(百万円)	25	—
(うち利益処分による役員賞与金)	(25)	(—)
普通株式に係る当期純利益(百万円)	5,308	3,257
期中平均株式数(千株)	76,947	74,365
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	616	498
(うちストックオプション)	(616)	(498)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	平成18年6月23日定時株主総会決議によるストック・オプション(株式の数340千株)

## (重要な後発事象)

前事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

## ストックオプションの決議

当社は、平成18年6月23日開催の第103期定時株主総会において、新株予約権の発行を決議しております。

その内容は、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」における「(7) スtockオプション制度の内容」3.平成18年6月23日開催の定時株主総会決議に基づくものに記載のとおりであります。

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

## ストックオプションの決議

当社は、平成19年6月22日開催の第104期定時株主総会において、新株予約権の発行を決議しております。

その内容は、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」における「(8) スtockオプション制度の内容」4.平成19年6月22日開催の定時株主総会決議に基づくものに記載のとおりであります。

## ④【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

## 【株式】

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資有価証券	その他有価証券	ファナック(株)	50,000	548
		(株)山善	500,000	432
		(株)森精機製作所	100,000	281
		(株)東京精密	65,000	260
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	134	179
		(株)八十二銀行	195,971	160
		(株)北越銀行	466,463	141
		(株)第四銀行	240,240	119
		帝国通信工業(株)	80,000	45
		トッキ(株)	67,526	27
		その他 (7銘柄)	1,055,581	9
計		2,820,916	2,205	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	6,598	199	212	6,585	2,721	235	3,863
構築物	408	42	14	437	238	34	198
機械装置	8,278	552	386	8,444	6,535	362	1,909
車両運搬具	51	5	10	47	35	6	12
工具	374	70	318	125	65	14	59
器具備品	321	20	2	338	196	24	142
土地	476	85	74	486	—	—	486
建設仮勘定	5	365	368	2	—	—	2
有形固定資産計	16,514	1,341	1,388	16,468	9,793	677	6,675
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	11	6	1	4
電話加入権	—	—	—	8	—	—	8
無形固定資産計	—	—	—	20	6	1	13
長期前払費用	7	—	—	7	3	0	(0) 3
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	長岡工場	社員寮建物及び建物附属設備	140百万円
機械装置	長岡工場	工作機械製造設備	403百万円
機械装置	信州工場	工作機械製造設備	149百万円
工具・器具備品	長岡工場	工作機械製造工具	44百万円
土地	長岡工場	子会社より移管	55百万円
土地	長岡工場	部品倉庫用地	30百万円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	本社	営業所建物売却	44百万円
建物	長岡工場	社員寮建替に伴う売却	168百万円
機械装置	信州工場	工作機械製造設備除売却	380百万円
土地	本社	営業所用地売却	48百万円
土地	長岡工場	社員寮建替に伴う売却	26百万円

3. 長期前払費用の差引当期末残高欄括弧内の数字（内数）は1年以内償却額であり、流動資産・前払費用に含めて表示しております。

4. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	78	78	—	78	78
賞与引当金	260	240	260	—	240
役員賞与引当金	—	15	—	—	15

(注) 貸倒引当金の当期減少額の「その他」78百万円は、洗替による取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

(A) 現金及び預金

項目	金額（百万円）
現金	22
預金	
当座預金	3,024
普通預金	60
定期預金	40
別段預金	14
定期積金	30
小計	3,168
合計	3,191

(B) 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
(株)大陽商会	549
(株)東京精密	287
(株)宮澤機工	229
(株)ツガミマシナリー	201
日本スーパー工業(株)	179
その他	1,564
合計	3,011

期日別内訳

期日別	金額（百万円）
平成19年4月	891
" 5月	511
" 6月	101
" 7月	966
" 8月	298
" 9月	76
" 10月以降	166
合計	3,011

## (C) 売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
石川島汎用機械(株)	1,017
HENKO MACHINE TOOLS PTE LTD	537
MSM(THAILAND) CO., LTD.	511
セイコーインスツル(株)	490
NIDEC PRECISION (THAILAND) CO., LTD.	407
その他	8,230
合計	11,195

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100\%$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
9,194	36,519	34,518	11,195	75.5	101.9

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。



(D) 商品

商品9百万円は主として他社より仕入れた工作機械部品等であります。

(E) 製品

品目別	金額（百万円）
工作機械	
自動旋盤	751
研削盤	9
転造盤・ラップ盤	14
その他	67
合計	843

(F) 原材料

種類別	金額（百万円）
主要材料	
鋼材	12
鋳物	0
部品	
購入部品	514
外注部品	726
自製部品	27
合計	1,282

(G) 仕掛品

品目別	金額（百万円）
工作機械	
自動旋盤	3,496
研削盤	550
マシニングセンタ	376
転造盤・ラップ盤	148
その他	431
合計	5,003

(H) 貯蔵品

貯蔵品2百万円は主として消耗品であります。

② 流動負債

(A) 支払手形

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
ファナック(株)	1,463
(株)カントー	412
THK(株)	274
(株)アルプスツール	204
(株)七里商店	202
その他	4,509
合計	7,067

期日別内訳

期日別	金額（百万円）
平成19年4月	1,801
〃 5月	1,735
〃 6月	1,427
〃 7月	1,566
〃 8月	263
〃 9月	273
合計	7,067

(B) 買掛金

相手先	金額（百万円）
(株)ツガミシマモト	275
ファナック(株)	238
(株)ツガミマシナリー	136
(株)育良精機製作所	128
THK(株)	77
その他	1,482
合計	2,337

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100,000株券、10,000株券、1,000株券、500株券、100株券および100株未満の株数を表示した株券
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1-4-5 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1-4-5 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社全国各支店、 野村證券株式会社全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	印紙税相当額に50円を加算した額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1-4-5 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1-4-5 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社全国各支店、 野村證券株式会社全国本支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載して行う。
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 平成18年3月1日 至 平成18年3月31日）平成18年4月13日関東財務局長に提出  
報告期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年4月30日）平成18年5月12日関東財務局長に提出  
報告期間（自 平成18年5月1日 至 平成18年5月31日）平成18年6月14日関東財務局長に提出  
報告期間（自 平成18年6月1日 至 平成18年6月30日）平成18年7月13日関東財務局長に提出  
報告期間（自 平成18年6月1日 至 平成18年6月30日）平成18年7月13日関東財務局長に提出  
報告期間（自 平成18年7月1日 至 平成18年7月31日）平成18年8月11日関東財務局長に提出  
報告期間（自 平成18年8月11日 至 平成18年8月31日）平成18年9月14日関東財務局長に提出  
報告期間（自 平成18年9月1日 至 平成18年9月30日）平成18年10月12日関東財務局長に提出  
報告期間（自 平成18年10月1日 至 平成18年10月31日）平成18年11月14日関東財務局長に提出  
報告期間（自 平成18年11月1日 至 平成18年11月30日）平成18年12月14日関東財務局長に提出  
報告期間（自 平成18年12月11日 至 平成18年12月31日）平成19年1月12日関東財務局長に提出  
報告期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年1月31日）平成19年2月14日関東財務局長に提出  
報告期間（自 平成19年2月1日 至 平成19年2月28日）平成19年3月14日関東財務局長に提出  
報告期間（自 平成19年3月1日 至 平成19年3月31日）平成19年4月12日関東財務局長に提出  
報告期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年4月30日）平成19年5月14日関東財務局長に提出  
報告期間（自 平成19年5月1日 至 平成19年5月31日）平成19年6月14日関東財務局長に提出

#### (2) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第103期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）平成18年6月26日関東財務局長に提出

#### (3) 半期報告書

（第104期中）（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）平成18年12月21日関東財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書

平成18年6月28日関東財務局長に提出

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

#### (5) 臨時報告書の訂正報告書

平成18年7月4日関東財務局長に提出

平成18年6月28日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成18年6月23日

株式会社ツガミ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 飯塚 昇 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 笛木 忠男 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツガミの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツガミ及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

\*上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成19年6月22日

株式会社ツガミ

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 飯塚 昇 印

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 笛木 忠男 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツガミの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツガミ及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

\*上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成18年6月23日

株式会社ツガミ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 飯塚 昇 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 笛木 忠男 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツガミの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第103期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツガミの平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

\*上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。



## 独立監査人の監査報告書

平成19年6月22日

株式会社ツガミ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 飯塚 昇 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 笛木 忠男 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツガミの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第104期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツガミの平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

\*上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。